

まちづくり基本計画

計画期間

令和 5 年度 ▶▶▶ 令和 9 年度
(2023) (2027)

1. ありたいまちの実現に向けたまちづくり基本計画

まちづくり基本計画は、市民の想いが詰まったありたいまち「ひと咲き まち咲き あまがさき」の実現に向けて、まちづくり構想に示す「まちづくりの進め方」や「まちづくりの方向性」を踏まえ、施策や行財政運営などの今後のまちづくりの取組方針を示す本市の最上位の行政計画です。

2. 分野ごとの力を最大化し、その連携を意識したまちづくり

まちの課題が複雑化・多様化するなか、「ありたいまち」の実現に向けては、組織や分野ごとの専門性を高めながらも「つながり」や「広がり」を意識し、また、状況に応じた調整・修正を行いながら、柔軟にまちづくりを進めることが重要と考えています。

本市ではまちづくりの指針となる総合計画にもとづくまちづくりを進めていますが、その推進に当たっては内部評価と外部評価を組み合わせた市独自の PDCA サイクルによりたゆみなく改善を実施し、また、その年度ごとの改善経過をわかりやすくまちづくりの各主体と共有する取組を進めています（P74「計画の推進」参照）。

また、総合計画は分野別計画の基礎となり、それらを横断的に束ねています。そのため、施策間・計画間の連携を強化、促進に向けては、総合計画と分野別計画の整合を図ることが重要であり、各分野別計画を所掌する審議会等が市の取組の方向性や各分野の隣接領域の状況を共有できるよう、市と各審議会等の代表者による「施策間連携サミット」を実施するなどにより、連携の取組を進めています。

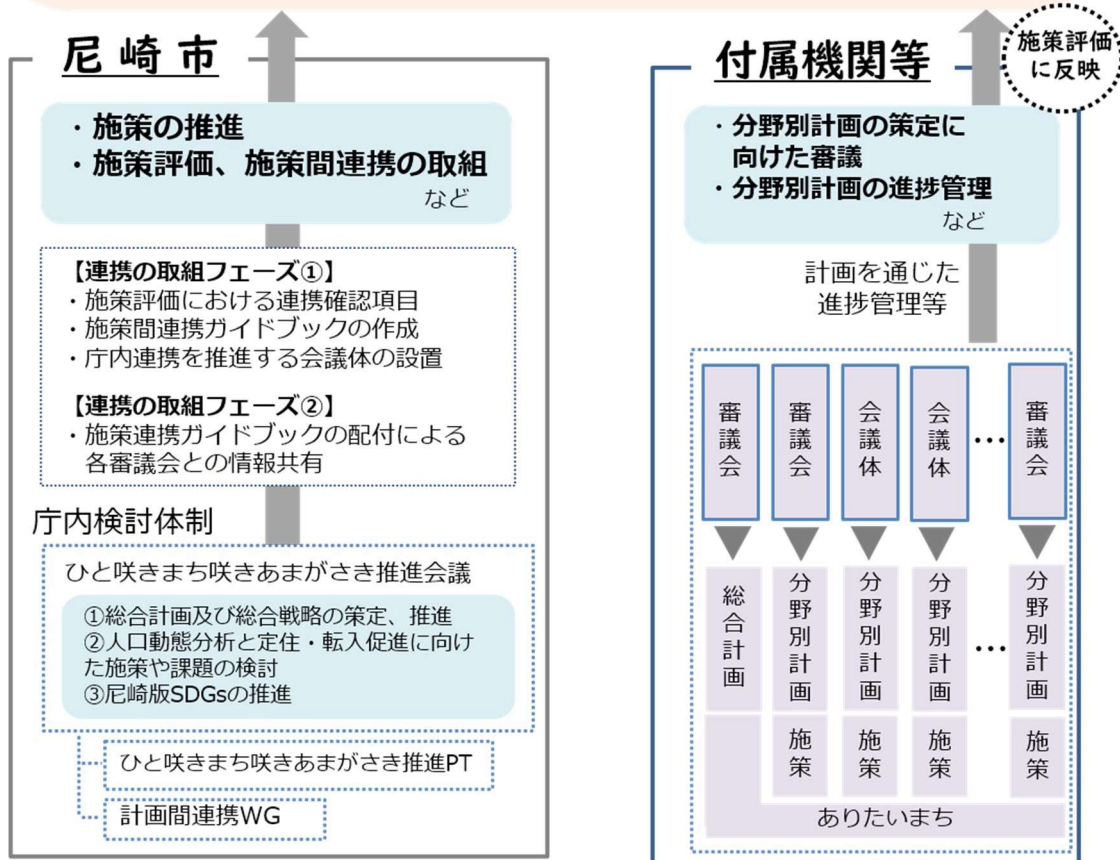
そのほか、連携強化の視点では、市内だけでなく外郭団体を加えての施策評価における連携確認、尼崎版 SDGs の発行など SDGs を視点とした連携意識の醸成に加え、NATS をはじめとした都市間連携の取組など、さまざまな視点において連携促進の取組を進めており、引き続き、さらなる連携を意識した取組を推進します。

《施策間連携の取組イメージ》

尼崎市総合計画を羅針盤としたまちづくり

- ・本市の目指す将来像「ありたいまち（ひと咲きまち咲きあまがさき）」と「まちづくりの進め方」
- ・ありたいまちの実現に向けた分野ごとの取組の方向性が「施策」
- ・各施策の推進により、「ありたいまち」を実現

まちづくりのPDCAサイクル



【連携の取組③】

市と審議会、審議会間の総合的かつ横断的な情報共有・意見交換の場として、

施策間連携の推進に向けた
審議会等代表者による懇談会
「施策間連携サミット」

を開催。

(内容)

- ・市の目指す方向性の共有
- ・市のまちづくりにおける各施策の役割、機能、位置づけ等の把握
- ・各施策でさらに連携が必要となる施策の把握及び連携強化手法の検討

3. まちづくりの総合指標

(1) 計画全体の進捗を測るための総合指標の設定

「ありたいまち」の実現に向けてまちづくりを進めるに当たっては、その目標や方向性を明確にするとともに、それらをまちづくりの多様な主体と共有し、取組を絶えず振り返りながら進めていくことが重要です。本計画では各施策の進捗を測る指標だけでなく、まちづくり基本計画全体の進捗を総合的に測る「まちづくりの総合指標」を設定します。

(2) 客観・主観を組み合わせた3つの「まちづくりの総合指標」

まちづくりの進捗を俯瞰的に把握するため、次の3つの視点をもとに総合指標を設定しました。

【視点①】 将来にわたり持続的なまちの活力を測る“人口”の視点

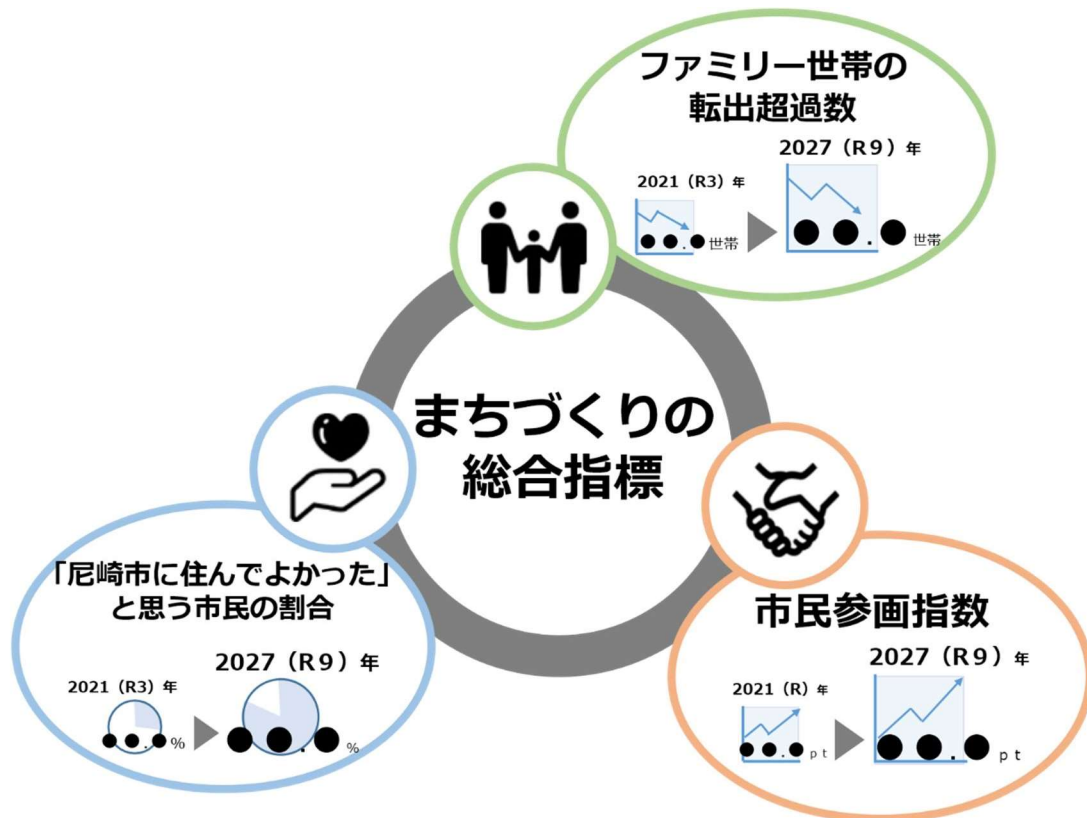
指標 → ファミリー世帯の転出超過数

【視点②】 活動の場の創出など、まちの魅力を測る“まちへの愛着”の視点

指標 → 市民参画指数

【視点③】 居住地としての本市の評価を測る“市民の実感”の視点

指標 → 「尼崎市に住んで良かった」と思う市民の割合

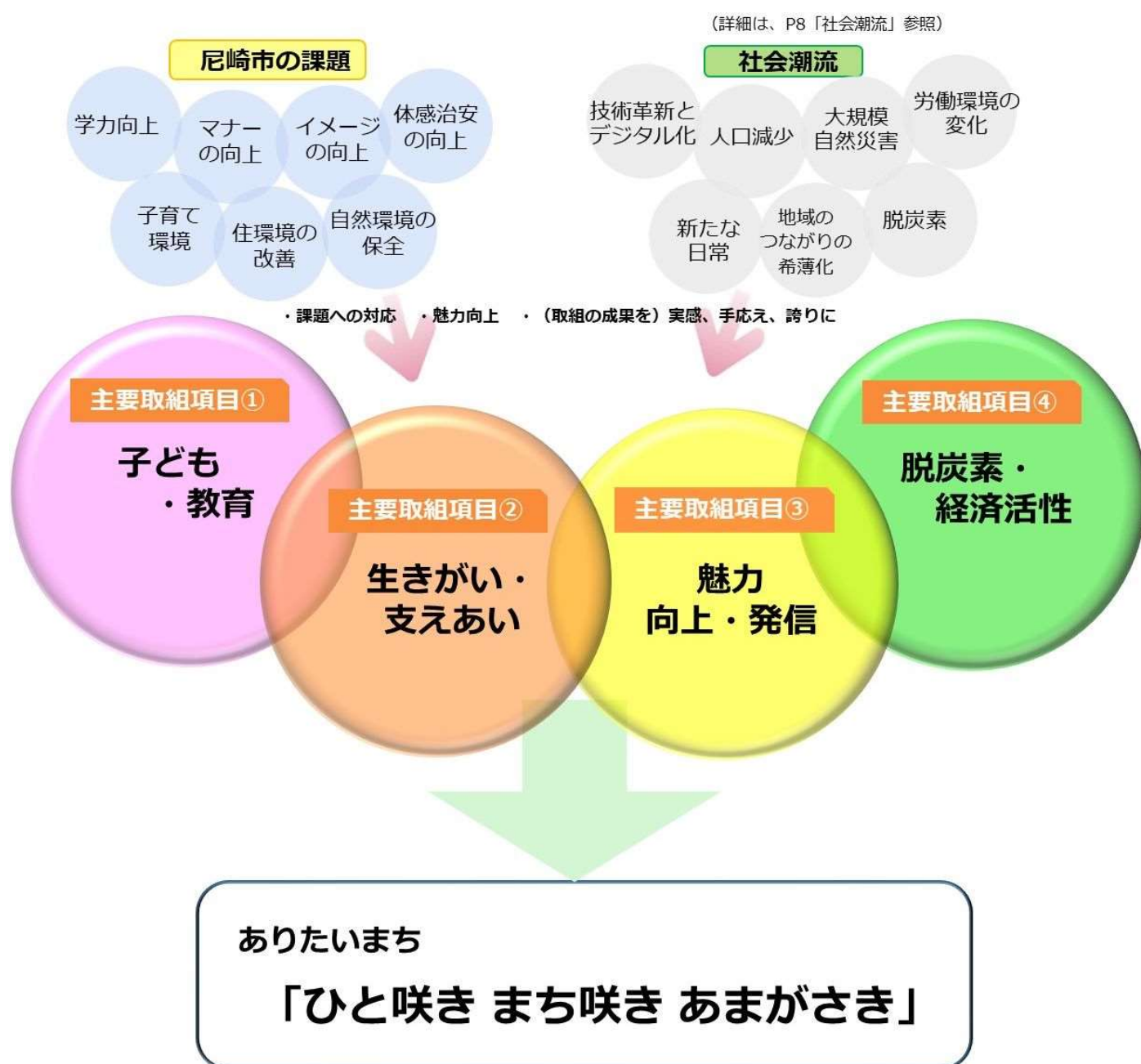


4. 主要取組項目

「ひと咲きまち咲きあまがさき」の実現に向けて、計画期間中に重点的、分野横断的に取り組んでいく項目を、主要取組項目として4つの項目にまとめました。

これらの項目は、これまで実施してきた施策評価における成果と課題の蓄積や、今後の社会潮流を踏まえるなかで抽出した項目であり、これらを推進することでまちの課題への対応とともに、さらなる魅力の向上に取り組み、それを市民・事業者・行政の実感と手応え、誇りにつなげていきます。

また、この4つの視点については、総合計画のアクションプランである尼崎版総合戦略の政策分野と整合を図り、一体的な推進を図ります。



主要取組項目① 子ども・教育



◆子育て支援の充実

待機児童対策を強力に推進するとともに、子育て世帯のニーズに応じた支援策の充実に取り組むなど、妊娠期から子育て期に係る切れ目のない支援の実施します。

また、貧困の連鎖の解消に向け、困難を抱える子ども・若者に対する支援を継続するとともに、子ども家庭総合支援拠点である「いくしあ」と一体となった尼崎らしい児童相談所の設置に向けた準備を進めるなど、子どもファーストを基本としつつ、子育て世帯を包括的に支援します。

◆教育の充実

個々の伸びやつまづきに寄り添った学習支援や科学的根拠にもとづく先進研究による学力向上の取組を継続するとともに、すべての子どもがこれからの時代を生き抜いていけるよう、幼保小連携の推進など就学前教育の研究・実践の取組、インクルーシブ教育の充実に取り組めます。

地域とともにある学校づくりをめざし、コミュニティ・スクールの全市展開を進めつつ、ユースカウシルの実践などにより、若者の主体的な活動を支援します。

また、いじめ防止や体罰根絶を徹底します。

〈指標〉

◆子育てしやすいまちだと感じる市民の割合

現状値(令和3年)

●●%

目標値(令和9年)

●●%

◆全国学力・学習状況調査における平均正答率の全国との比較

現状値(令和3年)

小6 0~△2Pt
中3 △2~△4Pt

目標値(令和9年)

全国平均以上

主要取組項目②

生きがい・支えあい



◆地域共生社会の実現に向けた環境づくり

地域で世代や分野を超えてつながり、安全・安心を実感し、支えあえる社会の実現に向け、複雑・複合的な課題を抱える人への重層的支援の推進や、障害のある人、高齢者、外国人、女性など誰もが尊重され、活躍できる環境づくりに取り組みます。また、近年、頻発している大規模な自然災害などに備え、地域防災力の向上に取り組んでいきます。

◆健康でいきいきと暮らすことができる地域づくり

平均寿命が延伸するなか、生涯を通して健康でいきいきと暮らすことができるよう、自身の健康に対する意識を高めるとともに、それを気軽に行動に移せる環境づくりが重要です。

そのため、より若い世代から望ましい生活習慣を獲得し、市民の健康寿命延伸に向け、ヘルスアップ尼崎戦略によるライフステージに応じた健康づくりへの支援の充実を図ります。

〈指 標〉

◆安全で安心して暮らせるまちだと感じる市民の割合

現状値(令和3年)

●●%

目標値(令和9年)

●●%

◆健康寿命の延伸

現状値(令和3年)

男性 △1.57歳
女性 △3.59歳
(令和元年度実績)

目標値(令和9年)

男性 ●歳
女性 ●歳

主要取組項目③

魅力向上・発信



◆シチズンシップの向上

まち全体でのシチズンシップ向上に向け「あまがさき・ひと咲きプラザ」や「生涯学習プラザ」などを生かしたさらなる学びの機能充実に取り組み、地域発意、市民力の発揮が促進されるよう取り組みます。

◆マナー向上などによるシビックプライドの醸成

誰もが気持ちよく暮らすことができるまちの実現に向けて、自転車の運転、ごみの分別、ポイ捨て、路上喫煙など、ルール、マナーに対する理解と意識の向上に向けた取組を推進します。あわせて、実態とイメージのギャップを解消し、尼崎への愛着と誇りを高めるため、魅力創造と発信を一体的に取り組むシティプロモーションを推進します。

◆エリアブランディングの推進

市民・事業者と連携し、公園や駅前広場などを活用した交流・滞在空間を創出するとともに、土地利用の誘導や住環境の向上など地域特性に応じたまちづくりを進め、エリアごとのブランディングと情報発信を推進します。

〈指 標〉

◆まちのことに関心のある市民の割合

現状値(令和3年)

●.●%

目標値(令和9年)

●.●%

◆まちのイメージが良くなったと感じる市民の割合

現状値(令和3年)

56.6%

(令和2年度実績)

目標値(令和9年)

●.●%

主要取組項目④

脱炭素・経済活性



◆脱炭素社会の実現に向けた取組の推進

再生可能エネルギーの普及やエネルギーの地産地消、省エネ型建築物・エコカーの普及、食品ロス・プラスチックごみの削減などに取り組み、市民、事業者等と地球温暖化の危機を共有し、連携しながら2050年までに二酸化炭素排出量を実質的にゼロにする脱炭素社会の実現に向けて行動していきます。

◆地域経済の活性化

経済成長と二酸化炭素排出量抑制のデカップリングに挑戦する環境モデル都市の経験を生かし、今後の人口減少社会への対応やデジタル化の進展など、時代に即した起業・創業支援、イノベーション創出支援のほか、電子地域通貨である「あま咲きコイン」の活用促進により、市内での消費喚起だけでなく、SDGsの目標達成に向けた行動につなげるなど、地域経済の活性化につなげます。

〈指 標〉

◆市域における二酸化炭素排出量

現状値(令和3年)

2,471千t

(令和2年度実績)

目標値(令和9年)

千t

◆イノベーションに向けて新たな事業に チャレンジする人や事業所数

現状値(令和3年)

2,302人・社・件

(令和2年度実績)

目標値(令和9年)

●人・社・件

5. 施策体系

まちづくりのさまざまな分野ごとに課題と計画期間における取組の方向性として、13の施策と41の展開方向を設定し、「ありたいまち」の実現に向けた取組を展開します。

«ありたいまちと施策体系»

| ありたいまち | 施 策 | |
|--|---|-----------------------|
| <p style="writing-mode: vertical-rl; font-size: 2em; font-weight: bold;">ひと咲き</p> | <p>施策1 地域コミュニティ・学び</p> | |
| | <p>「みなぎる。つながる。 わたしたちの子カラ」 【シズンシップ・シビックプライド】</p> | <p>施策2 人権尊重・多文化共生</p> |
| | <p style="writing-mode: vertical-rl; font-size: 2em; font-weight: bold;">まち咲き</p> | <p>施策3 学校教育</p> |
| <p>「ほっとかない。 だれも。なにも」 【社会的包摂・多様性】</p> | | <p>施策4 子ども・子育て支援</p> |
| <p style="writing-mode: vertical-rl; font-size: 2em; font-weight: bold;">あまがさき</p> | <p>施策5 地域福祉</p> | |
| | <p>「きり拓く。ひと、しごと」 【産業・活力】</p> | <p>施策6 障害者支援</p> |
| | <p>「たかまる。 便利でご機嫌な暮らし」 【利便性・都市インフラの充実】</p> | <p>施策7 高齢者支援</p> |
| <p style="writing-mode: vertical-rl; font-size: 2em; font-weight: bold;">あまがさき</p> | <p>施策8 健康支援</p> | |
| | <p>「ひろげる。 一歩先の選択肢」 【持続可能性】</p> | <p>施策9 生活安全</p> |
| <p>「たかまる。 便利でご機嫌な暮らし」 【利便性・都市インフラの充実】</p> | <p>施策10 消防・防災</p> | |
| <p style="writing-mode: vertical-rl; font-size: 2em; font-weight: bold;">あまがさき</p> | <p>施策11 地域経済・雇用就労</p> | |
| | <p>「ひろげる。 一歩先の選択肢」 【持続可能性】</p> | <p>施策12 環境保全・創造</p> |
| | <p>「ひろげる。 一歩先の選択肢」 【持続可能性】</p> | <p>施策13 都市機能・住環境</p> |

展開方向

- (1) 学びと活動の循環・地域コミュニティの醸成
- (2) まちの魅力を高める文化芸術活動の推進
- (3) 歴史遺産の継承と学びの充実
- (4) スポーツに親しむ機会の充実

- (1) 地域における人権尊重の取組の推進
- (2) 人権に関する相談体制と支援の充実
- (3) 学校園等における人権教育の推進
- (4) 市職員・教職員等への人権教育の推進

- (1) 確かな学力の保証と健やかな体づくり
- (2) 個に寄り添った教育の推進
- (3) 他者とつながる学校園づくり
- (4) 良好な教育環境の確保

- (1) 安全に安心して産み育てることができる環境づくり
- (2) 子育てと仕事の調和の実現に向けた環境づくり
- (3) すべての子どもが健やかに育つ環境づくり
- (4) 子どもたちの生きる力をはぐくむ環境づくり

- (1) 地域福祉活動の担い手の育成・多様な主体の参画と協働の促進
- (2) 包括的・総合的な支援の推進

- (1) 必要な支援を受け、身近な地域で暮らすことができる環境づくり
- (2) 生きがいをもって自分らしく暮らすことができる環境づくり
- (3) 共に支え合い、安心して暮らすことができる環境づくり

- (1) 介護予防の取組や認知症施策の推進
- (2) 高齢者の社会参加の促進や介護サービスの基盤づくり

- (1) 生活習慣病予防対策（ライフステージに応じた健康づくりへの支援）
- (2) 地域や団体等と取り組む健康づくり（ライフステージに応じた健康づくりへの支援）
- (3) 健康で安全・安心な暮らしを確保するための体制の充実

- (1) 防犯、交通安全、消費生活での安心感の醸成
- (2) 自転車のまちづくりの推進
- (3) ルール遵守やマナー向上

- (1) 消防力の充実
- (2) 地域防災力の向上

- (1) 地域経済の活性化や循環の促進
- (2) 起業・イノベーションの促進
- (3) 雇用就労の充実
- (4) 観光振興による地域経済の活性化と魅力向上

- (1) 脱炭素社会の形成
- (2) 循環型社会の形成
- (3) 環境の保全

- (1) エリアブランディングの推進
- (2) 豊かな住生活の実現
- (3) 良好な都市環境の整備

6. 施策別の取組（各論）

「ありたいまち」の実現に向け、各施策の取組の方向性を示しています。施策ごとに「施策目標」、「現状と課題」、「施策の展開方向と主な取組内容」と「施策の進捗を測る代表指標」について記載をしています。

1 施策目標

各施策における具体的なめざす姿や方向性などについて記載しています。

各論の構成（施策の見方）

地域コミュニティ・学び



1 施策目標

まちに関わる全ての人々が、ともに学び、考え、お互いの力を出し合う自治のまちづくりを推進することで、まちへの愛着を深め、魅力あふれるまちをめざします

2 現状と課題

2 現状と課題

施策ごとに本市の現状と課題を記載しています。

現状（成果）

推進

令和2年（2020年）10月にまちづくりのルールである「まちづくり条例」を制定しました。

まちとシビックプライドの醸成

一人あたっては、一人ひとりが当事者として関わっていくというシチズンシップ（※1）の向上と、地域に対して誇りと愛着を持つシビックプライド（※2）の醸成が重要であるという認識のもと、まちの魅力向上、課題解決に向けて様々な取組を推進してきました。

● 地域振興体制の再構築

自治のまちづくり条例の理念に基づき、小学校区に1人の地域担当職員を配置し、地域資源（※3）情報を分野やエリアごとに検索できるサイト「あましえあ」なども運用しながら多様な主体同士の関係づくりや地域発意の課題解決、魅力向上に向けた取組を推進しています。

● 学びと活動の拠点整備

「市民の交流・学習」、「子どもの育ち」、「教員職員の人材育成」が有機的に連携した「あまがさき・ひと咲きプラザ」を整備するとともに、公民館と地区会館を学びと活動を支えるための施設として市内12か所の生涯学習プラザを整備し、学びの機会の充実や活動の創出などに取り組んでいます。

● 地域資源を活かした文化振興

本市では「尼崎市文化ビジョン」を策定し、過去から受け継がれてきた伝統的な祭りや行事、本市ゆかりの文化人など様々な地域資源を活かし、まちの魅力と活力の向上に向けた文化振興に取り組んでいます。

● 歴史博物館の開館

令和2年（2020年）10月に文化財収蔵庫と地域研究史料館の機能を併せ持つ歴史博物館を開館しました。歴史博物館は、豊かな歴史や文化を理解し、未来を展望する学びの場として歴史遺産を後世に伝える役割を持ちます。

● 「スポーツのまち尼崎」に向けて

本市では市制施行80周年（1996年）に「スポーツのまち尼崎」を掲げており、令和2年（2020年）に策定した「尼崎市スポーツ推進計画」に基づき、生涯スポーツの推進と、競技力の向上に取り組んでいます。

主な課題

◆ 地域コミュニティの醸成に向けた取組

地域における人と人とのつながりが希薄化する一方で、インターネットやSNSの普及により人々のライフスタイルが多様化しています。そういった状況において、地域発意や共感、相互理解が広がり、地域におけるつながりの大切さを再認識していくことが課題です。



◆ まちに学びをまきおこす

地域の魅力向上、課題解決に向け、自発的な学びが大切であることから、これまで「みんなの尼崎大学」など学びの環境づくりを行ってきましたが、今後も行政として地域の学びのプラットフォーム機能の充実・強化が求められます。

◆ 文化・歴史・スポーツに触れる機会の増加

文化・歴史・スポーツの発展のためには、「見る」「する」「支える」という視点を踏まえ、誰もがこれらに触れる機会を十分に確保し、学びや活動を支える環境づくりを行い、地域資源としての魅力を創出し、高めていく必要があります。また、施設の維持管理や運営体制の充実が課題です。

◆ 博物館・図書館・公文書館機能の有機的な連携

文化的な情報資源の収集・蓄積・提供という共通の役割を担う、公文書館の機能を有する歴史博物館と図書館はより使いやすく親しみやすい施設となるために有機的な連携が課題です。



主な関連計画

本市が策定している分野別の計画等について、この施策に関連する主なものをまとめています。計画期間については、令和3年12月1日現在の内容です。

施策間連携 (SDGs)

当該施策に対応するSDGsのゴールを記載しています。関連が深いアイコンを大きく表示しています。

本市では総合計画の推進を図ることでSDGsの達成をめざしています。



3 施策の展開方向

(1) 学びと活動の循環・地域コミュニティの醸成

- ① 多様な主体による地域発意の取組や地域コミュニティの活性化、まちづくり
- ② まちのいたる所で展開される学びと活動を通して地域への愛着、環境づくり
- ③ 生涯学習を支援し、学びの成果を活かした学校教育と社会教育の連携の推進
- ④ 利用者及び市民の学習活動の支援機能、交流機能を備えた図書館づくり

(2) まちの魅力を高める文化芸術活動の推進

- ① 若い人の夢とチャレンジの応援
- ② 育まれてきた歴史・伝統・文化の継承・発展
- ③ 市民の芸術体験を支える取組

(3) 歴史遺産の継承と学びの充実

- ① 尼崎の歴史に触れ学ぶ機会の拡充と魅力の発信
- ② 歴史遺産を守り、活用しながら継承していく取組
- ③ 地域の歴史を学び、活動する市民を支える取組

(4) スポーツに親しむ機会の充実

- ① ライフステージ(※4)や体力等に応じた生涯スポーツの推進
- ② 各種スポーツ大会・イベントを通じた競技スポーツの推進

3 施策の展開方向

「ありたいまち」につながる「施策目標」の実現に向けた取組の方向性と取組内容を記載しています。

4 施策の進捗状況を測る代表指標

I 地域活動(※5)に参加している市民の割合



II 「講座等に参加して学んだことを地域や社会のために活かしたい」と感じた参加者の割合



4 施策の進捗状況を測る代表指標

施策の進捗状況を測るために「代表指標」を設定しています。毎年度実施している「施策評価」において、代表指標を中心に施策の進捗について確認し、振り返りを行います。

ここでの「市民意識調査」は、「まちづくりに関する意識調査(令和4年2月)」です。

策定時の値：令和3年度
目標値：令和9年度

1 施策目標

まちにかかわるすべての人が、ともに学び、考え、お互いの力を出しあう自治のまちづくりを推進することで、まちへの愛着を深め、魅力あふれるまちをめざします

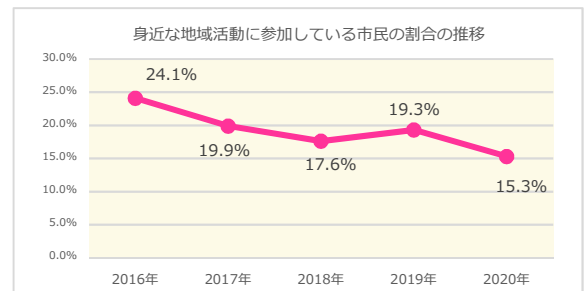
2 現状と課題

現状（成果）

- 自治のまちづくりの推進**
 平成 28 年（2016 年）10 月にまちづくりのルールである「**尼崎市自治のまちづくり条例**」を制定しました。
- シチズンシップの向上とシビックプライドの醸成**
 まちづくりの推進に当たっては、一人ひとりが当事者としてかかわっていくというシチズンシップの向上と、地域に対して誇りと愛着を持つシビックプライドの醸成が重要であるという認識のもと、まちの魅力向上、課題解決に向けてさまざまな取組を推進してきました。
- 地域振興体制の再構築**
 自治のまちづくり条例の理念にもとづき、小学校区に 1 人の地域担当職員を配置し、地域資源情報を分野やエリアごとに検索できるサイト「あましえあ」なども運用しながら多様な主体同士の関係づくりや地域発意の課題解決、魅力向上に向けた取組を推進しています。
- 学びと活動の拠点整備**
 「市民の交流・学習」、「子どもの育ち」、「教員職員の人材育成」が有機的に連携した「**あまがさき・ひと咲きプラザ**」を整備するとともに、公民館と地区会館を学びと活動を支えるための施設として市内 12 か所の生涯学習プラザを整備し、学びの機会の充実や活動の創出などに取り組んでいます。
- 地域資源を生かした文化振興**
 本市では「**尼崎市文化ビジョン**」を策定し、過去から受け継がれてきた伝統的な祭りや行事、本市ゆかりの文化人などさまざまな地域資源を生かし、まちの魅力と活力の向上に向けた文化振興に取り組んでいます。
- 歴史博物館の開館**
 令和 2 年（2020 年）10 月に文化財収蔵庫と地域研究史料館の機能を併せ持つ**歴史博物館**を開館しました。
 歴史博物館は、豊かな歴史や文化を理解し、未来を展望する学びの場として歴史遺産を後世に伝える役割を持ちます。
- 「スポーツのまち尼崎」に向けて**
 本市では市制施行 80 周年（1996 年）に「**スポーツのまち尼崎**」を掲げており、令和 2 年（2020 年）に策定した「**尼崎市スポーツ推進計画**」にもとづき、生涯スポーツの推進と、競技力の向上に取り組んでいます。

主な課題

- 地域コミュニティの醸成に向けた取組**
 地域における人と人とのつながりが希薄化する一方で、インターネットや SNS の普及により人々のライフスタイルが多様化しています。そういった状況において、地域発意や共感、相互理解が広がり、地域におけるつながりの大切さを再認識していくことが課題です。



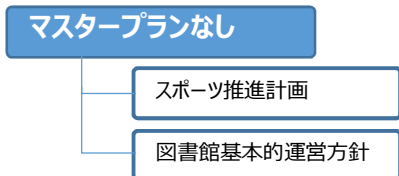
- まちに学びをまきおこす**
 地域の魅力向上、課題解決に向け、自発的な学びが大切であることから、これまで「**みんなの尼崎大学**」など学びの環境づくりを行ってまいりましたが、今後も行政として地域の学びのプラットフォーム機能の充実・強化が求められます。
- 文化・歴史・スポーツに触れる機会の増加**
 文化・歴史・スポーツの発展のためには、「見る」「する」「支える」という視点を踏まえ、誰もがこれらに触れる機会を十分に確保し、学びや活動を支える環境づくりを行い、地域資源としての魅力を創出し、高めていく必要があります。また、施設の維持管理や運営体制の充実が課題です。
- 博物館・図書館・公文書館機能の有機的な連携**
 文化的な情報資源の収集・蓄積・提供という共通の役割を担う、公文書館の機能を有する歴史博物館と図書館はより使いやすく親しみやすい施設となるために有機的な連携が課題です。





【主な関連計画】

■分野別マスタープラン等



【ガイドライン】

文化ビジョン

■他施策で関係する主な分野別計画

- 【学校教育】教育振興基本計画
- 【子ども・子育て支援】次世代育成支援対策推進行動計画
- 【地域福祉・生活支援】地域福祉計画
- 【健康支援】地域いきいき健康プランあまがさき、生活習慣病予防ガイドライン
- 【行政運営】協働のまちづくりの基本方向

3 施策の展開方向

(1) 学びと活動の循環・地域コミュニティの醸成

- ① 多様な主体による地域発意の取組や地域コミュニティを支援する仕組みづくり
- ② まちのいたる所で展開される学びと活動を通して地域への愛着や地域を支える人材がはぐくまれる環境づくり
- ③ 生涯学習を支援し、学びの成果を生かした学校教育と社会教育の連携の推進
- ④ 利用者及び市民の学習活動の支援機能、交流機能を備えた図書館づくり

(2) まちの魅力を高める文化芸術活動の推進

- ① 若い人の夢とチャレンジの応援
- ② はぐくまれてきた歴史・伝統・文化の継承・発展
- ③ 市民の芸術体験を支える取組

(3) 歴史遺産の継承と学びの充実

- ① 尼崎の歴史に触れ学ぶ機会の拡充と魅力の発信
- ② 歴史遺産を守り、活用しながら継承していく取組
- ③ 地域の歴史を学び、活動する市民を支える取組

(4) スポーツに親しむ機会の充実

- ① ライフステージや体力等に応じた生涯スポーツの推進
- ② 各種スポーツ大会・イベントを通じた競技スポーツの推進

4 施策の進捗状況を測る代表指標

I 地域活動に参加している市民の割合

現状値(令和3年)

15.3%

(令和2年度実績)

目標値(令和9年)

30.0%

II 「講座等に参加して学んだことを地域や社会のために生かしたい」と感じた参加者の割合

現状値(令和3年)

●.●%

(集計中)

目標値(令和9年)

●.●%

(基準確定後設定)

1 施策目標

誰もが人権侵害を受けず、権利を行使できる主体として認められ、日々のくらしのなかで尊重されていると実感できるまちをめざします

2 現状と課題

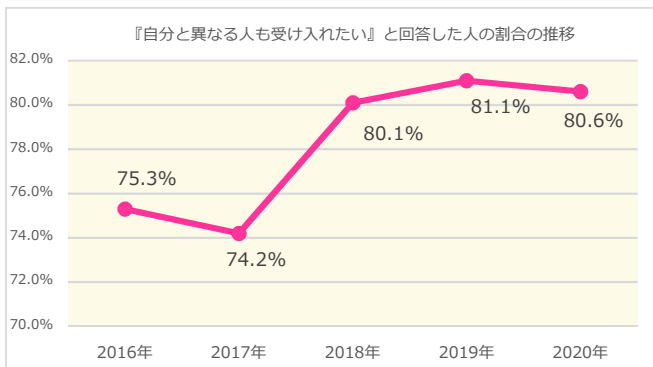
現状（成果）

● 人権文化いきづまちの実現に向けて

誰もが権利を行使できる主体として認められ、くらしやすいと実感できる、それがあたりまえになる人権文化がいきづまちをめざし、人権文化いきづまちづくり条例を制定しました。また、条例にもとづき、令和3年度（2021年度）に人権文化いきづまちづくり計画を策定しました。

● 人権啓発の推進による人権意識の高揚

人権に関する講演会の開催や地域における人権の主体的な学びの支援を実施するなど、市民の人権問題の正しい理解を深め、人権意識の高揚を図っています。



● 男女共同参画の推進

本市では、平成17年（2005年）に「男女共同参画社会づくり条例」を制定し「男女共同参画計画」にもとづき、拠点の整備や、相談・啓発事業を推進するなど、男女共同参画社会の実現に向けた取組を進めています。

● 外国籍住民の増加と暮らしやすさの環境整備

本市には、約12,000人（令和3年（2021年）9月現在）の外国籍住民がおり、新たな在留資格（特定技能）の創設により、今後ますます外国籍住民の増加が見込まれます。そうした状況のなか、外国籍住民が本市で安心していきいきと暮らしていけるよう「外国人総合相談センター」を設置しています。

● 市職員・教職員等への人権研修

これまで、市職員や教職員に対し、さまざまなテーマの人権研修を実施し、人権意識の高揚に向けて取り組んでいます。

主な課題

◆ 人権への理解の深化

人間らしく生きるために誰からも侵害されない普遍的な権利として、人権に関心を持ち学び続ける必要があります。

◆ 多様化する人権問題への対応

さまざまな人権問題をはじめ、今後社会経済情勢の変化に伴い新たに生じる人権問題についても課題を認識し、状況に応じた取組を進める必要があります。

◆ 性の多様性を前提とした社会の実現に向けた施策の推進

根深く残る性別による固定的役割分担意識や社会的慣行によって、性的マイノリティも含めたジェンダーにもとづく偏見や不平等が生じています。

◆ 多文化共生社会の実現に向けた取組のさらなる推進

外国籍住民は、言語や文化の壁、習慣の違いがあることから、外国籍住民のニーズに即した支援や日本人と外国籍住民とが理解を深めることが課題です。

◆ 施設整備や情報保障などの取組の推進

バリアフリーなど人権に配慮した施設の整備・運用や外国籍住民、障害のある人、高齢者など情報弱者に配慮した情報・コミュニケーションの支援に取り組む必要があります。

◆ 子ども取り巻く環境

虐待やいじめなど子どもの人権に関するさまざまな問題が顕在化しています。

◆ 市職員・教職員等のさらなる人権意識の高揚

すべての市職員が市民の人権を保障する責任を有していること、また、教職員は教育活動を通じ子どもが自らを尊厳ある存在であると感じることができるように育成する指導力が求められることから、市職員や教職員は、さまざまな人権問題の知識を備えるとともに、さらなる人権感覚の涵養と人権意識の高揚に取り組む必要があります。





【主な関連計画】

■分野別マスタープラン等

人権文化いきづまづくり計画 (令和3年～令和12年)

男女共同参画計画

配偶者等からの暴力(DV)対策基本計画

【ガイドライン】

男女表現ガイドライン

国際化基本方針 (平成6年～)

■他施策で関係する主な分野別計画

- 【学校教育】教育振興基本計画
- 【子ども・子育て支援】次世代育成支援対策推進行動計画
- 【地域福祉・生活支援】地域福祉計画
- 【障害者支援】障害者計画、障害福祉計画
- 【高齢者支援】高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画
- 【健康支援】地域いきいき健康プランあまがさき、食育推進計画

3 施策の展開方向

(1) 地域における人権尊重の取組の推進

- ① 市民が地域でつながり支えあえる関係を築くための、学びや交流の場づくり
- ② 地域において人権について学び続けることができるよう、さまざまなテーマでの人権学習・啓発の推進

(2) 人権に関する相談体制と支援の充実

- ① 性的マイノリティへの理解促進に向けた支援、ワーク・ライフ・バランスの推進等、ジェンダー平等にむけた男女共同参画社会の実現への取組
- ② 外国籍住民のニーズ把握に努め、日本人との交流や日本語学習への支援、外国籍住民の相談体制の充実等、多文化共生社会の実現への取組
- ③ 誰もが利用しやすい施設等の整備や情報の円滑な取得・利用に向けた環境整備への取組

(3) 学校園等における人権教育の推進

- ① すべての子どもが健やかに学び育つための人権教育の推進

(4) 市職員・教職員等への人権教育の推進

- ① 人権行政を推進する責務を果たせるよう、市職員への人権研修の推進
- ② 研修等を通じた教職員の人権意識の醸成及び指導力の向上

4 施策の進捗状況を測る代表指標

I 市民意識調査の「自分と異なる人も受け入れたい」と回答した人の割合

現状値(令和3年)

80.6%

(令和2年度実績)

目標値(令和9年)

92.7%

II 人権講座受講前よりも「人権への関心がさらに高まった」と回答した人の割合

現状値(令和3年)

●.●%

(集計中)

目標値(令和9年)

●.●%

(基準確定後設定)

1 施策目標

社会の変化に主体的かつ柔軟に他者と協働しながら対応する力、知識や技能を活用して解決する力、持続可能な新しい社会を創造する力を育む教育をめざします

2 現状と課題

現状（成果）

- **次代を生き抜く力をはぐくむ教育振興基本計画の策定**
これからの子ども達が、急速な社会変化に伴う新たな困難を乗り越え、未来社会を創造する力を身につけられるよう、令和2年に教育行政の方向性を定めた教育振興基本計画を策定しました。
- **本市独自のあまっ子ステップ・アップ調査事業の実施**
教育活動に関する検証改善サイクルを確立しつつ、児童生徒の学力と生活実態を継続的に把握し、個に寄り添った学習支援の取組を推進しています。令和3年度の全国学力・学習状況調査では、小学校6年生の算数が全国平均に並ぶなど、基礎学力の向上がうかがえます。
- **習熟度に応じ課題を出題できるデジタル教材の活用**
GIGAスクール構想の実現に向け、ICTを活用したより分かりやすい授業を進めるため、市内すべての小・中学校の児童生徒に一人一台タブレットを配備しています。
- **豊かな心の育成、いじめ防止、体罰根絶**
本市では、いじめや体罰などの重大事案が発生したことを受け、誰もが過ごしやすい学校の環境づくりに努めるとともに、体罰根絶に向けた教職員の意識改革に努めています。
- **地域全体で子どもの成長を支える仕組みづくり**
コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）を導入するなど、地域と学校の連携を推進し、子ども達の社会性の涵養と教員の負担軽減につながる取組を行っています。
- **安全・安心に学習できる教育環境の整備**
小・中学校の耐震化や空調整備の完了に加え、衛生的なトイレの整備や洋式便器への改修、教育ICT環境の整備など良好な教育環境の整備に取り組んでいます。また、令和4年1月には**中学校給食**を開始しました。



「主体的・対話的で深い学び」の視点での授業の様子

主な課題

- ◆ **確かな学力の保証**
学力や学習環境の面で着実に改善が進んでいるものの、全体として全国学力・学習状況調査の結果が全国平均値を上回ることができていません。そのため、基礎学力の向上に取り組むとともに、子どもたちがこれからの社会を生き抜くために必要な非認知能力の向上に向けた取組を行う必要があります。
- | 年度 | 全国 | 新潟市 |
|-------|------|------|
| 2014年 | 62.0 | 58.0 |
| 2015年 | 65.0 | 62.0 |
| 2016年 | 63.0 | 61.0 |
| 2017年 | 64.0 | 61.0 |
| 2018年 | 65.0 | 62.0 |
| 2019年 | 61.0 | 59.0 |
| 2020年 | 66.0 | 63.0 |
| 2022年 | 64.0 | 62.0 |

※小6及び中3の国語、算数・数学の正答率の平均値(2020年より、知識に関する内容に活用に関する内容を一体的に問われなくなった)。 ※2021年は、新型コロナウイルス感染症の影響により未実施
- ◆ **インクルーシブ教育システムの構築**
一人ひとりの教育的ニーズに応じたきめ細やかな指導を行うとともに、障害のある子どもと障害のない子どもとが可能な限りともに教育を受けられるような取組を行う必要があります。
 - ◆ **いじめ・体罰への対応**
いじめや体罰は重大な人権侵害であり、これまでも学校への研修、指導助言等を通じたいじめ認知件数の増加や体罰根絶に向けた特別研修の実施等の取組を進めています。今後とも、より一層学校や行政をはじめとする関係者が協力・連携し、児童生徒が安全・安心に過ごすことができる教育環境を確保する必要があります。
 - ◆ **学校と地域との連携のさらなる推進**
地域とともにある学校づくりへの転換が必要です。
 - ◆ **教員が児童・生徒と向き合う時間の確保**
児童生徒を取り巻く教育環境が多様化するなかで、ICTやデジタル技術を活用するなど、さまざまな業務への対応に係る教員の長時間勤務を解消する**働き方改革**が課題です。
 - ◆ **ICT活用指導力の向上**
学校におけるICT機器を効果的に活用した学習活動の充実に向けて、教職員のICT活用指導力のさらなる向上を図る必要があります。
 - ◆ **学校園施設の老朽化対策**
学校園施設は、建築後40年を経過している校舎が約6割を占めており、経費の縮減や平準化を図りながら維持管理や更新を行う必要があります。

【主な関連計画】

■ 分野別マスタープラン等

教育振興基本計画 (令和2年～令和6年)

いじめ防止基本計画

インクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育のあり方について (基本方針)

【ガイドライン】

体罰等防止ガイドライン

■ 他施策で関係する主な分野別計画

【子ども・子育て支援】次世代育成支援対策推進行動計画

【地域福祉・生活支援】地域福祉計画

【健康支援】食育推進計画

3 施策の展開方向

(1) 確かな学力の保証と健やかな体づくり

- ① 個の基礎学力の向上に向けた ICT 教材の活用等の推進
- ② 科学的根拠にもとづく研究等の結果の分析による政策への反映や教員の指導力の向上
- ③ 児童生徒の体力向上と学校給食などの活用による食育の推進

(2) 個に寄り添った教育の推進

- ① 個の尊厳や人権の尊重のための他人の気持ちがわかる児童生徒の育成や道徳教育の充実
- ② 研修等を通じた教職員の人権意識の醸成及び指導力の向上
- ③ 不登校やいじめ等の未然防止や早期発見、早期解消による安全・安心な学校園づくり
- ④ インクルーシブ教育システムによる、切れ目のない支援の充実

(3) 他者につながる学校園づくり

- ① 幼児期に求められる5領域（健康、人間関係、環境、言葉、表現）に係る教育の充実に向けた他者とのかかわりによる後伸びする力や生きる力の育成
- ② 地域社会を担う人材創出のための地域とつながる市立高校改革の推進
- ③ 学校と地域住民等が力を合わせて学校運営に取り組むコミュニティ・スクールの拡充

(4) 良好な教育環境の確保

- ① 児童生徒の安全確保等のための学校園施設の適切な維持管理及び更新
- ② 教員が児童生徒と向き合う時間を確保するための働き方改革の推進
- ③ ICT 環境の整備及び ICT 活用促進等による GIGA スクール構想の推進

4 施策の進捗状況を測る代表指標

I 全国学力・学習状況調査における平均正答率の全国との比較

現状値(令和3年)

小6 0~△2Pt
中3 △2~△4Pt

目標値(令和9年)

全国平均以上

II 「困難や課題に対し、周りの人と協力して解決に向けて取り組んでいる」と答えた児童生徒の割合

現状値(令和3年)

●.●%
(集計中)

目標値(令和9年)

●.●%
(基準確定後設定)

1 施策目標

子どもの笑顔が輝くまちをめざします

2 現状と課題

現状（成果）

● 妊娠期から子育て期に係る切れ目のない支援

マタニティセミナーや子育て交流会、産後ケアなどの妊産婦への支援とともに、乳幼児健診や子どもの医療費助成拡大などの子育て期への支援を通じ、切れ目のない支援に向けて取組を進めています。

● 保育環境の整備

就労を希望する子育て家庭の増加により、**保育ニーズが増加**しているため、保育所の設置を進めるとともに、尼崎市保育士・保育所支援センター「あまのかけはし」を設置し、保育士の確保、離職防止の取組を進めています。

● **子どもの人権尊重**

すべての子どもが健やかに育つ社会をめざし、「尼崎市子どもの育ち支援条例」を制定し、条例の推進計画として「尼崎市次世代育成支援対策推進行動計画（わいわいキッズプランあまがさき）」を策定するとともに、「尼崎市子どものための権利擁護委員会」を設置するなど、子どもの人権が尊重され、子ども自身の意思が最大限尊重される環境整備に取り組んでいます。

● 「**いくしあ**」と連携した**児童相談所の設置準備**

子どもの育ち支援センター「いくしあ」を設置し、子どもと子育て家庭に寄り添い、総合的な支援を進めるとともに、虐待の予防・早期発見に取り組んでいます。また、虐待への対応については、「いくしあ」などと連携した一貫性のある支援体制の構築に向け、令和8年に一時保護機能を有する児童相談所を設置するための準備を進めています。

● **青少年が社会性をはぐくむための取組**

ユースワークの視点を取り入れた居場所づくりなど、子ども・若者がさまざまな体験や活動を通して社会性をはぐくむための取組を進めています。

「いくしあ」



「ユース交流センター」



主な課題

◆ **妊産婦の孤立と支援ニーズの多様化**

地域のつながりの希薄化や少子化などにより、**子育ての悩みや不安**を抱える保護者が増加しています。また、出産年齢の高齢化による、妊産婦の心身のリスク、産後ケアのニーズへの対応が課題です。

◆ **待機児童の解消**

保育の量の確保や質の向上に取り組んでいるものの、それを上回る保育ニーズの増に対応しきれず、待機児童の解消が喫緊の課題です。

◆ **多様な支援主体との連携**

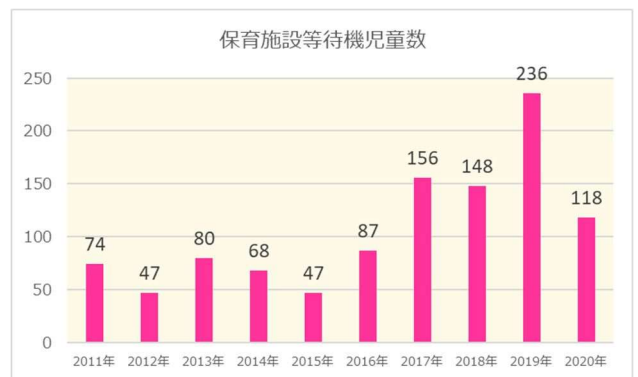
子ども食堂や居場所づくりなど多様な主体による支援が広がりつつあるなか、教育、福祉、保健分野等のさらなる連携を進めるとともに、保護者、地域住民、各種団体、司法等がプライバシーに配慮しつつ、情報共有を図ることが重要です。

◆ **子どもの権利擁護と青少年への支援**

児童虐待の相談件数が、年々増加傾向にあり、内容も多様化、複雑化していることからその予防対策が重要です。また、子どもや若者の声が社会に反映されるよう、意見表明などの権利を保障するとともに、大人が子ども・若者の権利について理解することが必要です。

◆ **児童福祉に携わるさまざまな人材の育成**

児童福祉については、専門性が高いことから、その支援に係る人材の育成が課題です。





【主な関連計画】

■ 分野別マスタープラン等

尼崎市次世代育成支援対策推進行動計画

(令和2年～令和6年)

子ども・子育て支援事業計画

国民健康保険特定健康診査等実施計画

■ 他施策で関係する主な分野別計画

【学校教育】教育振興基本計画、児童生徒の学力向上 & 学校活性化推進プラン、中学校給食基本計画

【人権尊重・多文化共生】男女共同参加計画

【地域福祉・生活支援】地域福祉計画

【高齢者支援】高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画

【障害者支援】障害者計画、障害福祉計画

【健康支援】食育推進計画、地域いきいき健康プランあまがさき

3 施策の展開方向

(1) 安全に安心して産み育てることができる環境づくり

- ① 妊娠期から子育て期に係る切れ目のない支援の充実
- ② 子育ての不安や負担感の軽減のための相談環境の整備
- ③ 地域の支援団体や学校・病院との連携などによる、地域資源や社会資源の創出と持続的支援の強化

(2) 子育てと仕事の調和の実現に向けた環境づくり

- ① 保育施設等や児童ホームの適正な保育の量の供給及び質の向上
- ② 保育士の確保や離職防止につながる支援
- ③ 子育てをしながら自分らしく活動できる環境整備

(3) すべての子どもが健やかに育つ環境づくり

- ① 保健・福祉・医療等の連携による子どもや家庭への総合的な支援
- ② 家庭・地域・学校・保育の一体的な取組の推進
- ③ いくしあと一体的な児童相談所の設置、運営
- ④ 発達特性やヤングケアラー等さまざまな困難を抱える子どもの理解と支援

(4) 子どもたちの生きる力をはぐくむ環境づくり

- ① 多様な教育の充実に向けた教育活動の推進
- ② 子ども自尊感情・自己肯定感や他者を思いやる気持ちなどを高めるような、豊かな心の育成
- ③ 「ユースワーク」の視点を取り入れた取組の推進

4 施策の進捗状況を測る代表指標

I 子育てがしやすいまちだと感じる人の割合

現状値(令和3年)

●●%

目標値(令和9年)

●●%

II 「自分にはよいところがある」と答えた児童生徒の割合

(あまっ子ステップ・アップ調査)

現状値(令和3年)

78.6%

(令和2年度実績)

目標値(令和9年)

80.0%

1 施策目標

互いに尊重し、つながり支えあい、安全・安心に“ともに生きる”まちをめざします

2 現状と課題

現状（成果）

● 保健と福祉の一体的な支援体制の整備

生活保護受給者をはじめ、支援を必要とする人が多いなかで、生活困窮者支援や障害者支援、子育て支援等、保健と福祉課題に一体的に対応する南部・北部保健福祉センターや「しごと・くらしサポートセンター尼崎」を設置し、相談支援体制の整備を行いました。



北部保健福祉センター
(塚口さんさんタウン5F)

南部保健福祉センター
(出屋敷リベル5F)



● 地域における見守り・支えあいの活動の推進

尼崎市社会福祉協議会と連携し、災害時要援護者支援等の基盤となる地域住民主体の見守り・支えあい活動を推進するとともに、地域情報共有サイト「あましえあ」に掲載する地域の交流や集いの場、相談窓口、市民活動団体等の情報の充実に取り組んでいます。

● 地域福祉活動の担い手づくり

将来の担い手を育成するために高校生・大学生と福祉課題に取り組む市民活動団体との協働体験の支援等に取り組むとともに、社会福祉法人等への地域貢献活動の働きかけを進めています。



(民生児童委員と一緒に見守りを行う高校生)

● 社会福祉法人、企業等による地域貢献の推進

福祉避難所の指定協定や、見守り・災害時支援等の地域福祉に関する協定を締結するなど、社会福祉法人、企業、NPO等が地域社会の一員として、それぞれの強みを生かし、地域のさまざまな団体や地域住民と協働し、課題解決に取り組むことを推進しています。

主な課題

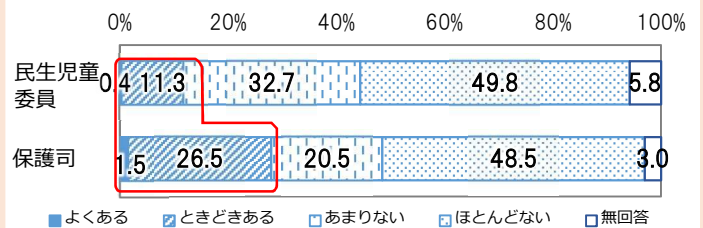
◆ 課題を抱え潜在化する市民の早期把握

ごみ屋敷や多頭飼育崩壊といった支援につながりにくい課題の増加や、近年ではヤングケアラーといった課題が顕在化するなど、いわゆる制度の狭間の課題が増加しています。課題を抱え支援につながりにくい市民を、課題が深刻化する前に発見し、支援につなげるアウトリーチ等の仕組みづくりが課題です。

◆ 複雑・複合化した課題への対応

8050問題、ダブルケア等の一つの支援機関や制度では解決できない複雑・複合化した課題が増え、これまでの分野ごとの制度を中心とした支援体制では迅速な対応や課題解決が困難となっています。各分野の制度を最大限活用するとともに、さまざまな地域資源と連携することにより包括的な支援体制を構築することが求められています。

民生児童委員、保護司の把握する複数の課題が重なる支援困難事例



◆ 権利擁護支援の推進

認知症や障害等により財産管理や地域での日常生活等に支障のある方等の権利擁護に向けた、さらなる制度の周知や活用の支援が重要です。

◆ 支えあう意識と見守り・支えあい活動の充実

住民同士のつながりが希薄化するなか、課題を抱えた市民の孤立や排除が懸念されています。支援が必要になっても、地域で孤立することなく暮らし続けられるよう、市民一人ひとりが他人事ではなく「我が事」としてお互いを思いやり、支えあう意識の醸成とともに、地域の福祉課題を話し合う場づくりや見守り活動等の充実が必要となります。

◆ 地域福祉活動の担い手の発掘・育成・支援

地域福祉活動の担い手が見つからないことで、活動の継続が困難になる状況があります。新たな担い手の発掘・育成・支援が課題です。



■他施策で関係する主な分野別計画

【主な関連計画】

■分野別マスタープラン等

あまがさき地域福祉計画
(令和4年度～令和8年度)

【地域コミュニティ・学び】協働のまちづくりの基本方向
 【人権尊重・多文化共生】人権文化いきづくまちづくり計画、男女共同参画計画
 【学校教育】教育振興基本計画
 【子ども・子育て支援】次世代育成支援対策推進行動計画、子ども・子育て支援事業計画
 【障害者支援】障害者計画、障害福祉計画
 【高齢者支援】高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画
 【健康支援】地域いきいき健康プランあまがさき
 【消防・防災】地域防災計画 【都市機能・住環境】住まいと暮らしのための計画

3 施策の展開方向

(1) 地域福祉活動の担い手の育成・多様な主体の参画と協働の推進

- ① 福祉学習の推進
- ② 地域福祉活動の担い手の発掘・育成・支援
- ③ 地域の福祉課題の解決に向けた地域住民・支援機関等による地域を支えるネットワークづくり
- ④ 地域特性に合わせた多様な見守り・支えあいの充実

(2) 包括的・総合的な支援の推進

- ① 複雑・複合的な福祉課題を受け止めるための包括的・総合的な相談支援体制の充実
- ② 本人の意思決定を尊重し、自分らしく生きていくための成年後見制度利用促進等による権利擁護の推進

4 施策の進捗状況を測る代表指標

I 困りごとを抱えている人を「ほっとかない」と答えた人の割合

現状値(令和3年)

45.0%

(令和2年度実績)

目標値(令和9年)

50.0%

II 支援において「スムーズに連携できている」と回答した支援関係者等の割合 (%)

現状値(令和3年)

民生児童委員 : 31.5%
 保護司 : 24.2%
 相談支援機関 : 7.7%

(令和2年度実績)

目標値(令和9年)

50.0%

1 施策目標

誰もがその人らしく、自立して安心して暮らすことができる共生社会をめざします

2 現状と課題

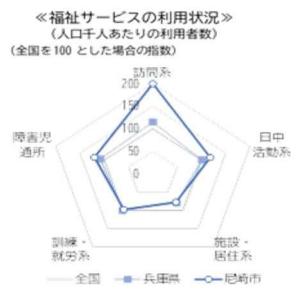
現状（成果）

● 地域生活を支えるサービスの充実と適性化

本市の福祉サービスの利用は、周知が進んだこともあり増加しています。特に訪問系のサービスについては全国や兵庫県の水準と比べても充実しており、障害のある方の地域生活を支えています。なお、サービスの提供に当たっては、利用計画の作成やガイドラインの運用等を通じ、その適正化を進めています。



「市民福祉のつどい(ミーツ・ザ・福祉)」



● グループホームの整備

障害者施策に関する法制度が整備されるなか、多様なニーズに対応したさまざまなサービスが追加されています。本市においても、それらへの対応やグループホームの整備を進めることで、障害のある人の地域での自立生活を支援しています。

● 就労や活動機会の創出による社会参加への支援

障害のある人や支援者等と一緒にあって、地域交流の場となる「市民福祉のつどい(ミーツ・ザ・福祉)」や障害者就労施設の製品の販売会(尼っえるフェア等)を開催するなど、障害のある人の地域活動と社会参加を支援しています。

● 地域生活の支援体制とネットワークの構築

相談支援体制を充実するなど、障害のある人の生活を地域全体で支えるサービス提供体制(地域生活支援拠点)やそれら支援機関によるネットワークづくりを進めています。

● 当事者とともに進める障害者施策

本市の障害者施策については、障害のある人との話し合いやアンケートを行い、日常生活やサービス利用の状況、障害やからだのこと、日々の困りごと等について、丁寧に意見を聞きながら、その取組を進めています。

主な課題

◆ 重度化・高齢化への対応

地域での自立生活の支援に向けて、その住まいの場となるグループホームについては、今後も高まる利用ニーズや障害のある人の重度化・高齢化への対応が課題です。

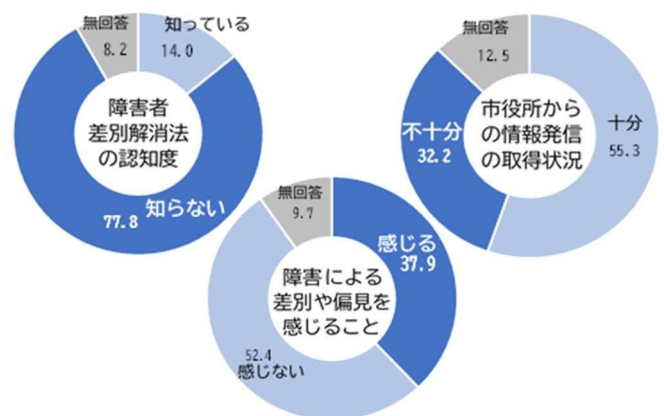
◆ 支援体制ネットワークの充実

障害のある人やその家族、地域で支援に携わる人たちが参画する会議等では、さまざまな障害や多様なニーズに対応していくため、地域生活支援拠点のさらなる機能充実を求める声が多くなっています。

◆ 情報支援の充実と権利擁護

本市では、「尼崎市人権文化いきづくまちづくり条例」や「尼崎市手話言語条例」を制定し、差別の解消等に向けた取組を進めています。一方で、障害のある人を対象としたアンケート結果では、依然として、「障害者差別解消法(合理的配慮の提供等)」の認知度が低く、また、市役所からの情報を十分に取得できていない状況等があることからその対策が課題です。

障害のある人を対象としたアンケート



【主な関連計画】

■ 分野別マスタープラン等

尼崎市障害者計画 (令和3年～令和8年)

尼崎市障害福祉計画

■ 他施策で関係する主な分野別計画

- 【人権尊重・多文化共生】人権文化いきづまづくり計画・男女共同参画計画
- 【学校教育】教育振興基本計画
- 【地域福祉・生活支援】地域福祉計画
- 【子ども・子育て支援】次世代育成支援対策推進行動計画、子ども・子育て支援事業計画
- 【高齢者支援】高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画
- 【健康支援】地域いきいき健康プランあまがさき
- 【高齢者支援】高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画
- 【消防・防災】地域防災計画 【都市機能・住環境】住まいと暮らしのための計画

3 施策の展開方向

(1) 必要な支援を受け、身近な地域で暮らすことができる環境づくり

- ① 障害につながる病気等の早期発見や予防など健康づくりへの支援
- ② 必要なサービスの提供や質の向上、相談支援の充実など自立した生活への支援

(2) 生きがいをもって自分らしく暮らすことができる環境づくり

- ① 障害のある子どもへの発達相談や療育・訓練など育ちや学びへの支援
- ② 一人ひとりの適性に応じて能力を発揮できる多様な就労への支援
- ③ 必要な住まいの確保や外出の支援など地域で暮らすための支援
- ④ さまざまな催しの情報発信や参加機会の確保など地域交流や活動への支援

(3) ともに支えあい、安心して暮らすことができる環境づくり

- ① 障害特性に配慮した避難支援や情報伝達など安心して暮らしへの支援
- ② 障害を理由とした差別の解消や虐待の防止など権利擁護に向けた支援
- ③ 障害特性に応じた意思疎通や必要な配慮など情報取得・伝達への支援

4 施策の進捗状況を測る代表指標

I 障害のある人が日常生活を送るための地域の環境が整っていると感じる市民の割合

現状値(令和3年)

39.7%

(令和2年度実績)

目標値(令和9年)

50.4%

II 市内のグループホームの定員数

現状値(令和3年)

497人

(令和2年度実績)

目標値(令和9年)

700人

1 施策目標

高齢者が尊厳を保ち、安全・安心に健康で多様な暮らし方ができる支えあいのまちを

めざします

2 現状と課題

現状（成果）

● 高齢者数の増加

本市の高齢者数や要支援・要介護認定者数が増加傾向にあり、令和22年（2040年）には、高齢者数が約13万人となり、要支援・要介護認定者数も増加する見込みです。

● 介護予防活動の推進

介護予防に関心のある高齢者の割合が高いことから、「いきいき百歳体操」や「フレイルチェック会」などの活動を通じ、身体機能や認知機能の低下等を予防し、高齢者が能力を発揮できるような支援体制づくりを推進しています。

● 認知症施策の推進

「認知症あんしんガイド」を活用し、認知症に関する取組や認知症への正しい理解の周知を進めるとともに、「認知症高齢者等個人賠償責任保険」を開始するなど、認知症の人やその家族が、地域で安心して生活し、外出できる環境づくりに取り組んでいます。

● 高齢者を支える地域や介護保険サービスの基盤づくり

介護保険制度の持続可能性を維持するなかで、高齢者が住みなれた地域で自立した生活を送れるよう生活支援コーディネーターによる地域の支えあい活動支援や地域包括支援センターを中心とした「気づき支援型地域ケア会議」の実施など、高齢者を支える地域づくりや介護保険サービスの基盤づくりに取り組んでいます。

● 医療・介護の連携

医療・介護連携支援センター「あまつなぎ」を中心に各種連携施策の推進に努め、在宅生活を支援しています。

主な課題

◆ 単身高齢者の増加と孤立

近所に相談できる人が少なく、孤立する単身高齢者の増加が見込まれるなかで、地域による支えあい活動を広げるなど、地域のつながりの希薄化への対応が課題となっています。

◆ 主体的な介護予防への支援

介護予防への関心だけでなく、介護予防活動への取組に対し主体性を発揮できるよう、老人福祉センターや地区体育館の整備事業などにより、高齢者の「運動」、「栄養」、「社会参加」を支えるさまざまな場や機会の提供が重要です。

◆ 認知症予防(早期発見・対応)の推進

高齢者の集いの場における認知症サポーター養成講座の実施に引き続き取り組むとともに、医師会や認知症疾患医療センター、地域包括支援センターと連携し、本人が受け入れやすくなるための環境づくりや啓発を進め、早期発見・対応につなげることが重要です。

◆ 活躍の場の拡大

高齢者が生きがいを得られるよう、支えあい活動への支援や就労の機会を拡充し、今後増加が見込まれる高齢者の活躍の場を広げていくことが重要です。

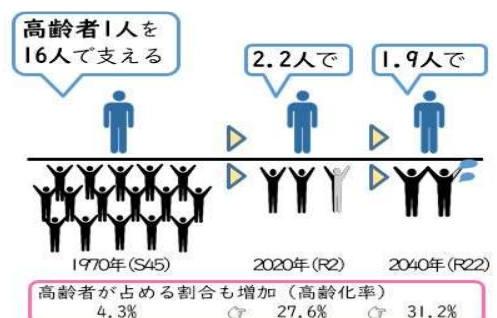
◆ 介護人材の確保・定着に向けた支援

介護が必要になっても高齢者自らが望む場所で安全・安心に暮らすために、高齢者を支える担い手の確保等が課題です。

尼崎市の要支援・要介護者数の
これからの見込み



尼崎市の高齢者人口を生産年齢人口
(15歳から64歳)が支える比率の推移



【主な関連計画】

■ 分野別マスタープラン等

**尼崎市高齢者保健福祉計画
・介護保険事業計画**
(令和3年度～令和5年度)

■ 他施策で関係する主な分野別計画

- 【人権尊重・多文化共生】尼崎市人権文化いきづまづくり計画
- 【地域福祉・生活支援】あまがさき地域福祉計画
- 【子ども・子育て支援】尼崎市次世代育成支援対策推進行動計画、尼崎市子ども・子育て支援事業計画
- 【障害者支援】尼崎市障害者計画、尼崎市障害福祉計画
- 【健康支援】地域いきいき健康プランあまがさき、尼崎市食育推進計画、尼崎市生活習慣病予防ガイドライン、尼崎市国民健康保険特定健康診査等実施計画
- 【消防・防災】地域防災計画 【都市機能・住環境】住まいと暮らしのための計画

3 施策の展開方向

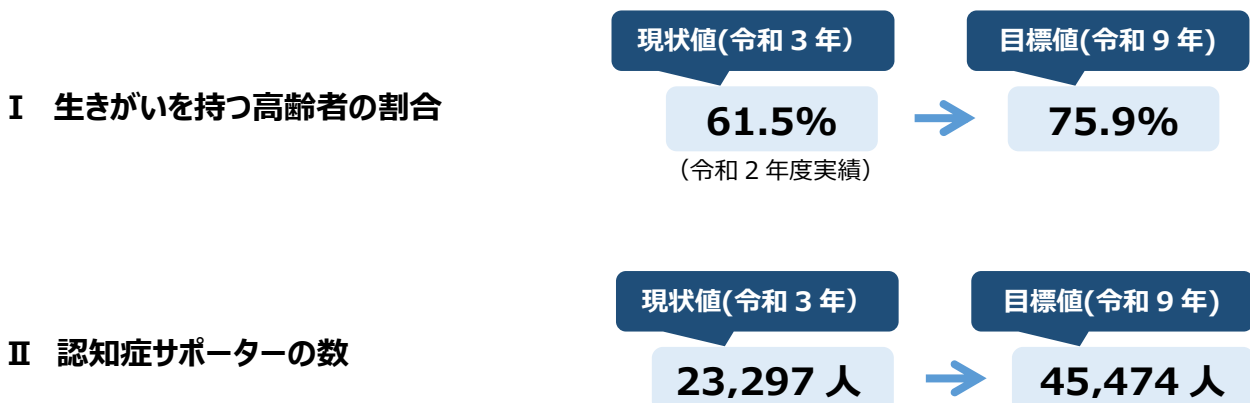
(1) 介護予防の取組や認知症施策の推進

- ① 住民主体の介護予防の実践に向けた情報発信や活動支援の取組
- ② 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施
- ③ 認知症の正しい理解の普及・啓発や認知症予防の推進
- ④ 認知症の人やその家族の支援を強化するための取組

(2) 高齢者の社会参加の促進や介護サービスの基盤づくり

- ① 地域で支える高齢者支援の推進や身近な集いの場の充実に向けた取組
- ② 高齢者の多様な就労活動等の推進や高齢者の社会参加の促進
- ③ 高齢者の権利擁護や虐待の防止に向けた啓発等の取組
- ④ 高齢者の多様な住まいの質と量の確保・在宅生活を支える支援の充実
- ⑤ 医療・介護連携等の包括的な支援体制づくりや複雑化・複合化するニーズへの対応力強化の取組
- ⑥ 介護保険サービスの質の向上と介護従事者の確保・定着等の取組

4 施策の進捗状況を測る代表指標



1 施策目標

市民の健康寿命の延伸をめざします

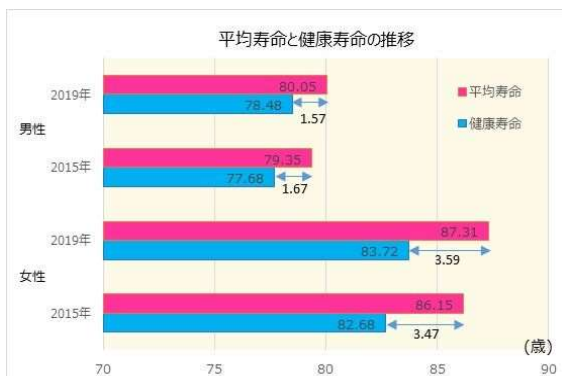
2 現状と課題

現状（成果）

- **健康を取り巻く状況**
「地域いきいき健康プランあまがさき」を策定するとともに、「尼崎市医師会」等の関係団体と連携しながら、こころとからだの健康課題に包括的に取り組んでいます。
- **ヘルスアップ尼崎戦略の推進**
ライフステージに応じた健康づくりへの支援として『ヘルスアップ尼崎戦略』を全庁横断的に推進し、**各種健・検診の受診動奨**を進めています。こうした「対処」から「予防」の取組へと転換し、健康寿命の延伸とともに、結果としての医療費・介護給付費等の適正化もめざしています。
- **市内全域で歩きたばこを禁止した**
「尼崎市たばこ対策推進条例」の制定
平成30年（2018年）に「尼崎市たばこ対策推進条例」を制定し、改正健康増進法の趣旨を踏まえながら、地域と連携し一体となって受動喫煙防止に努める取組を進めています。
- **感染症対策や食品・環境衛生の取組**
保健所と衛生研究所が連携し、積極的疫学調査やデータ分析を行うことで感染症の拡大防止を図るとともに、必要な医療等を提供するための取組を着実に進めています。また、**食品衛生**や**環境衛生**など衛生的な生活環境の確保に努めています。
- **基金の設置など動物愛護の取組**
地域における動物愛護及び適正飼養等の推進のため、動物愛護基金を活用するとともに、市民や事業者、関係団体等と協働で取組を進めています。

主な課題

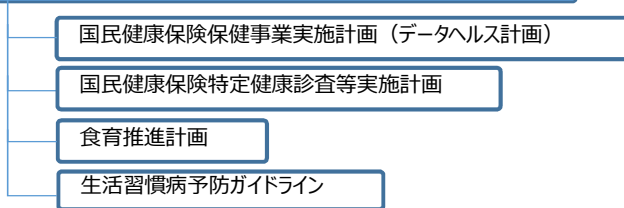
- ◆ **市民の健康に関するデータの分析・検証と活用**
ヘルスアップ尼崎戦略を進めてきたことによる健診データなどの分析を進め、さらなる効果検証を行うことで、今後の取組につなげることが必要です。
- ◆ **受診率の向上に向けた取組**
本市においては、全年齢の死因として、悪性新生物や心疾患の割合が高いことから、引き続きこれらの疾病予防に向けた各種健・検診の受診率の向上が喫緊の課題です。
- ◆ **たばこ対策のさらなる推進**
「尼崎市たばこ対策推進条例」にもとづいて、受動喫煙防止の取組を進めているものの、路上喫煙禁止区域の拡大や、歩きたばこ禁止の周知・徹底などが課題です。
- ◆ **アスベスト健康被害への取組**
アスベストによる健康不安を感じている方に健康相談や検診を実施するとともに、石綿健康被害に係る救済制度の周知等に努めるなど、引き続き支援が必要です。
- ◆ **一次救急医療体制の機能充実**
一次救急医療体制のさらなる機能充実のため、休日夜間急病診療所の更新や感染症への対策を見据えた環境整備が必要です。
- ◆ **地域との協働に向けた環境づくり**
市民主体の健康づくりや多頭飼育問題の予防と早期発見のため、市民や関係団体等と連携するとともに、それぞれが主体的に行動できる環境づくりが重要です。



【主な関連計画】

■ 分野別マスタープラン等

地域いきいき健康プランあまがさき (平成 30 年度～令和 5 年度)



■ 他施策で関係する主な分野別計画

- 【子ども・子育て支援】次世代育成支援対策推進行動計画
- 【地域福祉・生活支援】地域福祉計画
- 【高齢者支援】高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画
- 【障害者支援】障害者計画、障害福祉計画

3 施策の展開方向

(1) 生活習慣病予防対策 (ライフステージに応じた健康づくりへの支援)

- ① 健康寿命をめざし、結果としての医療費・介護給付費等の適正化に向けた、関係部局横断的な生活習慣病に係る取組
- ② 妊婦、乳幼児を対象とした事業や学校教育等での健康に関する学習機会を通じた「望ましい生活習慣を選択できる力を早期から獲得するため」の取組
- ③ 各種健・検診事業等を通じた、「予防可能な病気を発症させない、重症化させないため」の取組
- ④ 各種健・検診や介護予防事業等を通じた、「介護を要する状態にさせない、軽度を重症化させないため」の取組

(2) 地域や団体等と取り組む健康づくり (ライフステージに応じた健康づくりへの支援)

- ① 市民等と連携し、誰もが健康行動を起こすことができるまちづくりの推進
- ② 地域で生涯にわたる健康づくり活動に携わる人材育成
- ③ 生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性をはぐくむ食育の推進
- ④ こころとからだの健康回復や療養のための支援

(3) 健康で安全・安心な暮らしを確保するための体制の充実

- ① 感染症の発生予防及びまん延防止対策や、行政検査の迅速かつ正確な実施による感染症の拡大防止に向けた取組
- ② 平時及び災害時等の緊急時における安定的かつ安全・安心な救急医療体制等の確保
- ③ 食の安全・安心の確保のため、事業者の HACCP 定着促進や、関係機関との連携による、広域的な食中毒の防止に向けた取組
- ④ 多頭飼育問題が引き起こす飼い主の生活状況の悪化や孤立、周辺的生活環境への影響を回避するための、地域等と連携した動物愛護行政の推進

4 施策の進捗状況を測る代表指標

I 健康寿命の延伸

現状値(令和 3 年)

男性 △1.57 歳
女性 △3.59 歳

目標値(令和 9 年)

平均寿命の増加分を上回る健康寿命の増



※ 指標の数値は健康寿命と平均寿命の差

1 施策目標

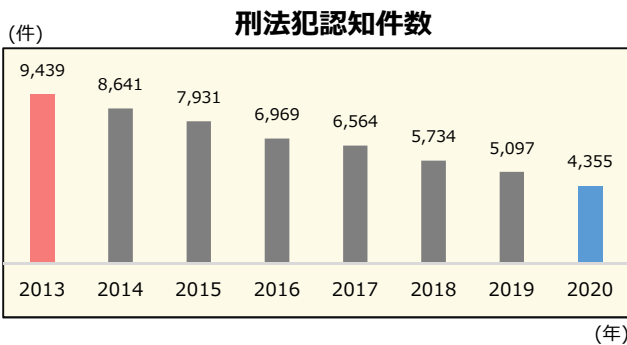
防犯、交通安全など身近な安全・安心が実感できるまちをめざします

2 現状と課題

現状（成果）

● 犯罪認知件数の激減

発生件数の多かった街頭犯罪（ひったくり、自転車盗）に対し、警察等と連携しさまざまな取組を進めたことで、大幅に本市の治安は改善しています。一方で、特殊詐欺については増加傾向にあります。



● 防犯カメラの効果的な活用

可動式防犯カメラの設置運用や地域団体への設置補助など、地域、民間設置のカメラと一体で取組を進め、限られた財源のなかで効果的に防犯力の向上につなげています。

● 状況に応じた対応を可能とする防犯戦略の策定

これまでの防犯事業で培ってきたノウハウを生かし、犯罪や緊急時の状況に応じた対応方針を定めた防犯戦略を令和2年度に策定しました。

● 消費生活相談は増加傾向

消費生活相談件数は平成25年の3,392件から令和2年の3,687件へ約8%増加しており、なかでもインターネット関連の相談が増加しています。

● 交通事故件数の減少

交通人身事故認知件数は平成25年の2,441件から令和2年の1,352件へ約45%減少していますが、県の減少率を下回っています。

● 自転車の都市課題を都市魅力に

駅前的美観を損ねていた不法駐輪対策を集中的に進めるなどし、放置自転車台数は激減し、盗難台数の減少にもつながるなど、自転車政策における「都市課題」は改善が進んでいます。

主な課題

◆ 戦略的な防犯対策の継続

引き続き防犯戦略にもとづき防犯事業を進めていきますが、今後の市域の犯罪発生状況に応じ、方針を見直ししながら迅速かつ柔軟に対応していくことが重要です。

◆ 時代に応じた消費者トラブルの対応

高齢者や成年年齢が引き下げられる若年者などの消費者被害に遭いやすい市民に対し、今後さらに増加が見込まれる電子商取引における消費者トラブルなどでの対応が課題となってきました。また、さらなるデジタル化の進展によるサービスの多様化に伴い、新たな消費者トラブルが発生した際の対応も検討していく必要があります。

◆ 超高齢社会等に対応した交通安全対策

さらなる交通事故の減少に向けて交通事故の多い業者層や高齢者層をはじめ、人口増加がみられる外国人など多様な市民に対する交通ルールの周知や啓発が求められます。

◆ 新たなモビリティへの安全対策

1～2人乗り程度の超小型自動車や電動キックボードなど、新技術の進展を見据えた安全対策の検討が必要です。

◆ 自転車を魅力に変える取組の具体化

引き続き不法駐輪等の課題解決に取り組みつつ、自転車を「都市魅力」へと変える、観光、環境、健康等の具体的な事業の検討と、それらを支える道路や駐輪場の整備といった基盤づくりが課題です。

◆ ルール遵守やマナー向上の取組の拡大

犯罪情勢が一定改善しているなか、自転車の運転、ごみのポイ捨て、喫煙などのルール遵守やマナー向上の取組が必要となっており、現行のルール遵守の取組の継続のほか、市の魅力向上の観点から、マナー向上の取組の拡大や体制の整備が必要です。



阪急武庫之荘駅前の様子



【主な関連計画】

■ 分野別マスタープラン等

マスタープランなし

交通安全計画

自転車のまちづくり推進計画

自転車ネットワーク整備方針

■ 他施策で関係する主な分野別計画

【環境保全・創造】地球温暖化対策推進計画

【地域経済・雇用就労】観光地域づくり推進指針

【都市機能・住環境】地域交通計画、都市計画マスタープラン

3 施策の展開方向

(1) 防犯、交通安全、消費生活での安心感の醸成

- ① 市域の犯罪状況に応じた取組
- ② 時代の変化に応じた交通安全施策の推進
- ③ 時代に応じた消費者トラブルへの柔軟な対応

(2) 自転車のまちづくりの推進

- ① 自転車を活用した都市魅力に向けた事業の推進
- ② 計画的かつ戦略的な自転車走行環境の整備
- ③ 市立駐輪場の老朽化対策の推進
- ④ 夜間、土日の迷惑駐輪対策の推進

(3) ルール遵守やマナー向上

- ① ルール遵守やマナー向上についての現状把握及び効果的な事業の推進

4 施策の進捗状況を測る代表指標

I 尼崎市の防犯、交通安全などの面で安心感を持っている市民の割合

現状値(令和3年)

60.8%

(令和2年度実績)

目標値(令和9年)

76.2%

II 尼崎市がルール、マナーの面で以前よりも住みやすいまちになったと感じている市民の割合

現状値(令和3年)

●.●%

目標値(令和9年)

●.●%

1 施策目標

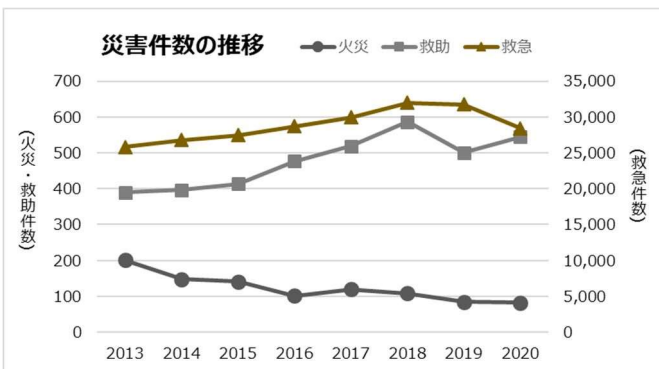
災害に備え、市の消防・防災体制を整備するとともに、市民、事業者、行政の連携により、迅速かつ的確に対応する高い地域防災力を持つまちをめざします

2 現状と課題

現状（成果）

● 災害状況（火災・救助・救急）の変化

高齢化の進行に伴い、救急件数の増加や室内における閉じ込め救助件数の増加傾向がみられます。また建物の不燃化など生活様式等の変化や、市や警察での防火・防犯事業の取組強化などにより、火災件数は減少傾向となっています。



● 消防体制を取り巻く社会情勢の変化

地域防災の担い手である消防団員数の減少や、消防活動拠点である消防署所の老朽化が進んでいます。

● 市の防災体制における基盤づくり

防災担当部局の設置など市の組織体制の整備、ハザードマップや各種マニュアルの作成、平成 30 年度の台風被害における情報管理上の教訓をもとに、災害情報を一元的に集約・共有する災害マネジメントシステムを導入するなど、防災体制の基盤づくりは一定構築してきています。

● 要配慮者（災害時要援護者）支援の推進

避難支援の基盤となる避難行動要支援者名簿を作成し、民生児童委員、自主防災組織等への提供を進めるとともに、福祉避難所の充実に取り組んでいます。

また、日頃の見守りを通じた避難支援につなげるために、高齢者等見守り名簿や安心通報システム利用者等の情報を一体的に管理運用する「要支援者システム」を導入するとともに、災害時の避難の実効性を高めるために、令和 2 年度から 5 地区の自主防災会等と避難行動要支援者ごとの個別避難支援計画の試行的作成を進めています。

主な課題

◆ 社会情勢に柔軟に対応できる消防体制の構築

高齢化に伴う救急件数のさらなる増加への組織的対応と、救急の適正利用の啓発、また人口減少に伴う消防署所の適正配置の検討が課題です。

◆ 火災予防の取組の推進

火災発生の未然防止、被害の軽減のため、引き続き消防法令違反対象物の是正を推進していくことが必要です。

◆ 消防力維持・向上のための人材育成

火災件数の減少による現場経験不足を補うため、消防職員に対する各種訓練の充実化による人材育成と地域防災の要である消防団員を確保するための方策の検討が課題です。

◆ 大規模災害への継続した備え

南海トラフ巨大地震に伴う津波や、異常気象に伴う高潮・豪雨に備え、引き続き市の防災体制や関係機関との連携の強化、防災訓練や災害用備蓄品など、日常からの対策を充実させていくことが必要です。

◆ 災害情報の確実な伝達

これまで構築してきた多層的な情報伝達手段を効果的に活用し、災害情報の確実な伝達や市民の避難行動につなげていくことが課題です。

◆ 要配慮者（災害時要援護者）の避難支援

要配慮者（災害時要援護者）の避難支援体制づくりには、地域や福祉専門職等との連携を推進するとともに、日ごろの見守りや支えあいのなかで、地域の支援関係者との顔の見える関係性を構築していくことが必要となります。

また、災害時に支援や配慮を要する人が安心して避難できるように、多様な避難先の確保や避難所運営等に係る手順を整理するとともに、市民への効果的な周知が課題です。

【主な関連計画】

■ 分野別マスタープラン等

地域防災計画（毎年度改定）

水防計画

新型インフルエンザ等
対策行動計画

国民保護計画（平成 29 年度～）

【ガイドライン】

避難行動要支援者の避難行動
支援に関する取組指針

■ 他施策で関係する主な分野別計画

【地域福祉】地域福祉計画

【高齢者支援】高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画

【障害者支援】障害者計画

【都市機能・住環境】都市計画マスタープラン、住まいと暮らしのための計画、
緑の基本計画、耐震改修促進計画

3 施策の展開方向

(1) 消防力の充実

- ① 各種災害に柔軟に対応できる消防・救助・救急体制の充実
- ② 消防法令違反処理の実効性向上や、効果的な査察を推進するための予防査察体制の強化
- ③ 消防団組織の活性化と消防団員が活動しやすい環境づくりの推進
- ④ 消防署所の適正配置による**持続可能な消防体制**の確保

(2) 地域防災力の向上

- ① 大規模災害時の**防災体制**について整備を進めるとともに、市民、事業者、民間団体、行政機関等との連携を強化し、防災の取組を推進
- ② 社会情勢等を踏まえた備蓄計画の更新や**家庭内備蓄**の重要性の周知
- ③ 大規模災害や感染症まん延下での災害を想定した対応訓練の充実強化
- ④ 災害情報の確実な伝達・拡散の推進、取得した情報による市民の多様な避難行動等の促進
- ⑤ 個別避難計画の着実な作成や多様な避難先の確保等による災害時要援護者支援の推進

4 施策の進捗状況を測る代表指標

I 尼崎市の消防・防災体制に対して安心感を持っている市民の割合

現状値(令和 3 年)

79.7%

(令和 2 年度実績)

目標値(令和 9 年)

90.0%

II 市民が自ら**防災情報**を取得している割合

現状値(令和 3 年)

88.3%

(令和 2 年度実績)

目標値(令和 9 年)

100.0%

1 施策目標

社会や時代の変化に柔軟に対応し、地域経済の持続的な発展を推進することで市民生活の向上をめざします

2 現状と課題

現状（成果）

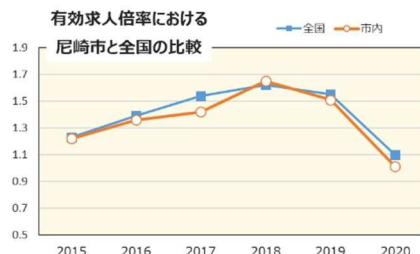
- **新型コロナウイルス感染症による経済への打撃**
新型コロナウイルス感染症の影響で地域経済の停滞や市民生活に甚大な影響を及ぼしています。
- **減少傾向にある市内事業者数など**
本市産業の中核を担うものづくり産業(製造業)の事業所数、従業員数ともに減少傾向にあるなか、災害による事業中断・廃業の恐れがあります。また、営農者も減少傾向にあります。
- **電子地域通貨「あま咲きコイン」の導入**
電子地域通貨「あま咲きコイン」を導入し、地域内経済（商業）の活性化、SDGsの推進等に努めています。また、「あまがさきSDGsパートナー」としてSDGsに積極的に取り組む企業を登録・周知し、市内のSDGs達成に向けた取組を進めています。
- **インターンシップなどを通じた人材育成支援**
労働力人口（特に若者）の減少と企業での従業員不足の状況が生じているなか、長期実践型インターンシップを実施し、学生の社会人としての基礎的な能力の向上と、起業の課題解決や社内人材育成の一助となる取組などを進めています。
- **観光のまちづくり**
平成29年度に設立したあまがさき観光局を核として多様な主体が連携し、尼崎城を含む阪神尼崎駅周辺地域を重点的に観光地域づくりの取組を進めています。新型コロナウイルス感染症の影響で観光客数が減少しています。

イノベーションにチャレンジする人や事業所数（人・社・件）



←イノベーションにチャレンジする人や事業所数

有効求人倍率における
尼崎市と全国の比較→



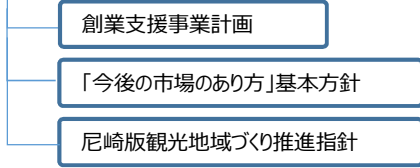
主な課題

- ◆ **イノベーション促進に向けた支援**
既存事業者の成長分野への展開や第二創業支援、脱炭素やSDGsなどをビジネスチャンスととらえた新たなイノベーション創出や、創業者の競争力の向上に向けた、各事業者のニーズや時宜に応じた柔軟な支援が重要です。
- ◆ **ものづくり産業（製造業）の支援**
主力であるものづくり産業（製造業）において、事業所数、従業員数とも減少しており、生産活動の向上に資する対策を進めることが課題です。
- ◆ **市内での事業継続の支援**
産業の新陳代謝の視点を踏まえつつ、市内での事業継続や事業承継を望む経営者に対しては、災害等による事業中断や廃業を防ぐ、早急な支援を進めることが課題です。
- ◆ **あま咲きコインの効果的な活用**
地域内の経済循環の促進に向けた、電子地域通貨「あま咲きコイン」の利用拡大と、地域に根差した持続可能な仕組みづくりが課題です。
- ◆ **職住近接を生かしたきめ細やかな雇用就労支援**
企業では従業員不足の一方で、さまざまな属性の求職者がいるなか、的確なマッチングを進めることが当面の課題ですが、雇用情勢等に柔軟に対応する支援策を進めることが、尼崎における職住近接を実現するためには重要です。
- ◆ **市内産業としての観光の育成**
観光を市内産業として育てるため、観光需要回復を見据えた事業の検討や観光関係者との連携が課題です。また、阪神尼崎駅周辺のエリアが一体となった賑わいの創出が重要です。
- ◆ **営農支援**
市内農業者が営農を継続できるようにするため、認定農業者制度の推進や新たな担い手による農地活用など、各農業者のニーズに応じた持続的な支援が重要です。

【主な関連計画】

■ 分野別マスタープラン等

マスタープランなし



【ガイドライン】

尼崎市商業立地ガイドライン

■ 他施策で関係する主な分野別計画

なし（要確認）

3 施策の展開方向

(1) 地域経済の活性化や循環の促進

- ① 新製品の開発や IoT 化の導入等の支援など、ものづくり産業（製造業）のイノベーションの促進
- ② 既存事業活動の充実と脱炭素や SDGs など成長分野への展開支援の充実
- ③ 事業所訪問や産業団体・金融機関との連携による事業継続の促進支援の充実や減災アドバイザーの活用など減災対策への取組促進及び危機意識の醸成
- ④ あま咲きコインを活用した地域商業の発展及びキャッシュレスの推進

(2) 起業・イノベーションの促進

- ① スモールオフィス機能（ハード）や創業塾等（ソフト）を活用した創業支援の充実による市内起業の促進
- ② 市内産野菜「あまやさい」の PR など市内農業者の営農環境の充実
- ③ 生鮮食料品等の安定供給・取引の適正化

(3) 雇用就労の充実

- ① 企業、求職者のニーズに応じたきめ細やかな雇用就労支援
- ② 労働者のスキルアップによる生産性の向上

(4) 観光振興による地域経済の活性化と魅力向上

- ① 観光重点取組地域（尼崎城を含む城内地区、寺町、中央・三和商店街周辺）のまちづくりの推進

4 施策の進捗状況を測る代表指標

I イノベーションに向けて新たな事業にチャレンジする人や事業所数

現状値(令和 3 年)

2,302 人・社・件

(平成 27 年度～令和 2 年度の累積)

目標値(令和 9 年)

2,500 人・社・件

(令和 5 年度～令和 9 年度の累積)

II 尼崎市内有効求人倍率が全国有効求人倍率を上回る

現状値(令和 3 年)

1.01

(令和 2 年度実績)

目標値(令和 9 年)

全国有効求人倍率を上回る

1 施策目標

市民、事業者、行政が一体となって環境問題に取り組み、良好な環境を次の世代へ継承します

2 現状と課題

現状（成果）

- **脱炭素社会に向けた尼崎市気候非常事態行動宣言の表明**
2050年までにCO2排出量を実質ゼロにする脱炭素社会の実現をめざし、尼崎市気候非常事態行動宣言を表明しました。目標達成のため、中間の時期である2030年におけるCO2排出量を、2013年比で概ね半減することをめざしています。
- **本市の環境学習・啓発の取組**
あまがさき環境オープンカレッジなど協働による環境学習・啓発を行っているほか、森林環境譲与税を活用した「木育」や、学校教育における環境教育にも取り組んでいます。
- **循環型社会をめざし、一般廃棄物処理基本計画を策定**
市民・事業者とともに取組を進め焼却対象ゴミが減少傾向にあるなか、令和3年3月に循環型社会の形成をめざし、一般廃棄物処理基本計画を策定しました。
そこでは令和12年度までに焼却対象ごみ量を令和元年度比11%削減することを目標とし、あわせて老朽化しているごみ処理工場等を集約化し、令和13年度稼働を目標に**新ごみ処理施設**を整備する予定としています。

焼却対象ごみ量の目標



- **大気汚染など環境問題への取組**
過去に見られた大気汚染、水質汚濁等の状況は市民・事業者・行政の取組により改善されていますが、日常の環境監視等により保全に努めています。
- **自然や生き物の大切さについての啓発**
臨海部における尼崎21世紀の森づくりなど、市民団体との協働による生物の生息・生育環境を維持・保全する取組が行われています。また、生産基盤である農地面積は少しずつ減少していますが、「都市にあるべき農地」として農地保全に取り組んでいます。

主な課題

- ◆ **脱炭素社会の実現に向けた取組の推進**
脱炭素社会の実現に向け、省エネ対策に加え、CO2の排出を伴わないエネルギーの普及拡大が課題です。既存の社会システム・インフラを変革していくために経済的・技術的な課題にも対応しながら脱炭素社会に移行する必要があります。
- ◆ **循環型社会の実現に向けた取組の推進**
目標達成を前提とした新ごみ処理施設の整備が控えるなか、より一層のごみ減量を進めることが課題です。また、ごみ減量の取組のなかで、食品ロスやプラスチックごみの削減、さらにはサーキュラーエコノミーの実現といった世界的な課題にも対応していく必要があります。
- ◆ **環境学習・啓発を行動変容につなげるために**
わたしたちの日々の行動が地球規模の環境問題とつながっていることを知り、環境学習・啓発や環境教育によって学んだ知識を行動に反映させていくために効果的な施策を進めることが課題です。
- ◆ **新たな公害を発生させないために**
過去の大气汚染などの歴史の教訓を生かし、引き続き環境改善に向けた取組を推進しつつ、予防的に環境問題に取り組んでいくことが必要です。
- ◆ **生物多様性の保全・創出に向けて**
生物に関する取組については、社会経済活動や日常生活はさまざまな生物多様性の恩恵に大きく依存していることなど、生物多様性の保全・創出の意義への理解を広げることが課題です。

本市のCO2排出量





【主な関連計画】

■ 分野別マスタープラン等

環境基本計画（平成 26 年度～令和 5 年度）

地球温暖化対策推進計画

一般廃棄物処理基本計画

■ 他施策で関係する主な分野別計画

【健康】食育推進計画

【都市機能・住環境】緑の基本計画、

【都市機能・住環境】都市計画マスタープラン

3 施策の展開方向

(1) 脱炭素社会の形成

- ① 環境配慮型建築物の普及や設備の更新・運用改善の支援などによる消費エネルギーの徹底的な削減
- ② 再エネ設備の導入促進など CO2 の排出を伴わないエネルギーへの転換の推進
- ③ 環境教育の内容の充実化や、あま咲きコインの活用による環境配慮行動の促進など、環境に配慮したライフスタイルの実践に向けた支援

(2) 循環型社会の形成

- ① 社会的課題の解決にも寄与する食品ロスやプラスチックごみの削減など **リデュース** を中心とした 3R（発生抑制、再使用及び再生利用）によるごみ減量の推進
- ② ルールに則った分別など廃棄物の **適正処理の推進**
- ③ 安定的かつ災害対応に配慮した新ごみ処理施設の整備など持続可能なごみ処理体制の構築

(3) 環境の保全

- ① 環境監視と規制、立ち入りによる指導
- ② 自然・農地保全の活動や市民団体と連携した環境学習・啓発など生物多様性に配慮した取組の支援

4 施策の進捗状況を測る代表指標

I 市域における CO2 排出量

現状値(令和 3 年)

2,471 kt-CO2
(令和元年度実績)

目標値(令和 9 年)

2,057 kt-CO2

II 焼却対象ごみ量

現状値(令和 3 年)

130,463t
(令和 2 年度実績)

目標値(令和 9 年)

123,466t

※一般廃棄物処理基本計画の基準値（R1）と目標値（R12）を直線で結んだ時の R9 の値を採用

1 施策目標

くらしと産業を支える都市基盤をもとに、快適で魅力あるまちと住まいの
実現をめざします

2 現状と課題

現状（成果）

● さまざまな地域特性と土地利用の変化

駅周辺、商店街がある地域、工場がある地域、農地がある地域など、さまざまな特性を持つ地域が共存しています。

市域のうち工業系の地域が多く、産業都市である一方、近年は工場跡地の大規模な住宅開発が進むなど、住宅都市の側面が高まっており、改めて職住近接の魅力が見直されています。

● 都市景観の向上

かつての工業化による繁栄の反面、まちなみの煩雑さや公害によるマイナスイメージを一新するため、全国的にも早期に都市美形成計画を策定し、市民・事業者等と協力し、景観の改善に取り組んできました。

また、「緑の基本計画」を策定し緑を通じてまちの満足度を高めるため、緑化の促進や緑化活動にも積極的に取り組んでいます。

● 計画体系の見直し

分野別計画の位置付けの再確認を行い、計画間連携を強化するため、都市計画審議会に、住宅政策、公園緑地、都市美、住環境整備に関する4つの審議会の機能を統合する条例改正を行いました。特に、住宅マスタープランの改定においては、従来からのハード整備の視点に加え、くらしというソフトの視点を取り入れた新たな計画として、令和2年度に「尼崎市住まいと暮らしのための計画」を策定しました。

● 密集市街地の改善

工業都市として発展するなか、労働者用の住宅が多数建設され、現在もその地域では密集市街地として残っており、改善に向けて中長期的に取り組んでいます。

● 高い交通利便性

大都市近郊という立地の良さや、公共交通等の環境が一定整備され交通利便性が高いといった特性を持っていますが、高齢化や働き方の変化といった社会構造やライフスタイルの変化に伴い、移動ニーズが多様化しています。

● 都市基盤の老朽化への対応

早くから市域全体が発展したことを背景に、道路・上下水道・公園等の都市基盤の多くが更新時期を迎えているほか、古い建物や空き家も多く存在しています。

主な課題

◆ 地域の特性を生かしたまちづくり・まち育て

くらし・まち育て

地域の特性に応じた、土地利用の誘導や住環境の向上、操業環境への配慮、暮らしぶりやまちの魅力の発信（ブランディング）を進める必要があります。そのためには市民・事業者等と連携やその仕組みづくりが不可欠です。

駅前広場や公園・道路などの公共空間が、誰もが利用しやすい「居心地のよい場」となるような使い方の検討・工夫、整備等が必要です。



◆ 地域や社会状況に応じた都市景観と緑化

都市計画上の用途地域に応じた景観づくりに取り組んでいますが、地域の望むまちなみに向け、市民、事業者等と連携し、景観向上に取り組む必要があります。

また、緑化政策においては、人口減少を鑑み、樹木等の維持管理の観点も踏まえ、適正な量、質を検討し進めていく必要があります。

◆ 魅力的な住環境に向けた空き家、密集市街地の対策

今後の人口減少、高齢化に伴い空き家が増加する見込みであるため、住宅ニーズの変化に対応した住宅政策を、密集市街地の改善などとあわせ、市民・事業者等と連携し、取組を進める必要があります。

◆ 戦略的な交通政策

市の特性を生かした魅力あるまちづくりに向け、人の移動に影響を与える土地利用の変化を捉え、多様化する移動ニーズにも対応した総合的かつ戦略的な交通政策を推進していく必要があります。

◆ 都市基盤整備における社会的課題への対応

都市基盤の老朽化に対し、日常の適切な維持管理を行いつつ計画的な更新を進める必要があります。また、更新の際は、バリアフリー化や環境負荷の軽減を意識するとともに、災害時に強いまちをめざし、行政が行う直接的な整備だけでなく、民間主導の取組を誘導するなど、ソフト面の取組も必要です。

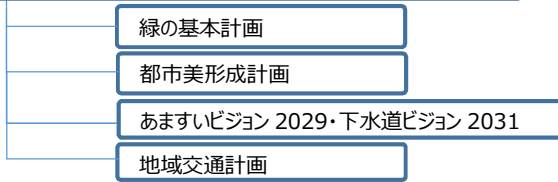


【主な関連計画】

■ 分野別マスタープラン等

都市計画マスタープラン（立地適正化計画）（～令和 5 年度）

住まいと暮らしのための計画（令和 3 年度～令和 12 年度）



■ 他施策で関係する主な分野別計画

- 【健康】地域福祉計画、高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画
- 【消防・防災】地域防災計画
- 【地域経済】商業立地ガイドライン、
- 【環境】地球温暖化対策推進計画、
- 【行政運営】公共施設等総合管理計画
公共施設マネジメント基本方針

3 施策の展開方向

(1) エリアブランディングの推進

- ① 多様な主体と連携したまちづくりの誘導、地域の特色を生かした事業等の実施
- ② 利用しやすさを意識した、分野横断的な公共空間の利活用の推進
- ③ 地域ごとの取組の発信による、魅力の共有とさらなる向上

(2) 豊かな住生活の実現

- ① 安全に安心して住み続けられる住まいと住環境の実現
- ② 持続性のある住宅ストックの形成

(3) 良好な都市環境の整備

- ① 予防的視点も踏まえた、計画的・効率的なインフラの整備
- ② 景観への影響を考慮した都市美誘導の実施
- ③ 都市の防災性向上、建築物更新等を支援する制度の運用

4 施策の進捗状況を測る代表指標

I 現在の住環境が快適で暮らしやすいと感じている市民の割合

現状値(令和 3 年)

83.8%

(令和 2 年度実績)

目標値(令和 9 年)

90.0%

II 都市機能・住環境指数

現状値(令和 3 年)

● ● ●

目標値(令和 9 年)

● ● ●

※ (地域推奨意欲・転入者の 5 年定着率・生活利便施設カバー率・公園利用満足度より算出)